

議案第51号

豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の服務に関する規程の一部を
改正する訓令制定について

豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正
する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

豊岡市職員の営利企業への従事等の許可に関する規則の制定及び豊岡市職員の服
務に関する規程の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市教育委員会訓令第 号

豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年豊岡市教育委員会訓令第12号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の服務について、豊岡市職員の服務に関する規程（平成17年豊岡市訓令第20号） <u>の規定</u> の例による。	豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の服務については、豊岡市職員の服務に関する規程（平成17年豊岡市訓令第20号） <u>及び豊岡市職員の営利企業への従事等の許可に関する規則（令和8年豊岡市規則第4号）</u> の例による。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令（概要）

1 制定の理由（必要性）

豊岡市職員の営利企業への従事等の許可に関する規則の制定及び豊岡市職員の服務に関する規程の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

2 改正の内容

豊岡市教育委員会の事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の服務の規定の例について、豊岡市職員の営利企業への従事等の許可に関する規則を加えること。

3 附則

この訓令は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第52号

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱の制定について

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるため

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱

令和8年 月 日豊岡市教育委員会告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、豊岡市社会教育基本計画の基本理念の実現に向け、豊富な知識、経験又は技能を持つ指導者等の登録、学びたい人の求めに応じた情報提供及び指導者の育成を進め、市民がまなびあう環境を整えるために設置する豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生涯学習活動に関する専門的知識、技能又は経験等を有し、生涯学習活動の支援に意欲のある個人又は団体
- (2) 市内に居住、通勤若しくは通学するおおむね18歳以上の個人又は市内に活動拠点を有する団体
- (3) 営利活動、宗教活動若しくは政治活動を目的としない個人又は団体

(登録申請)

第3条 人材バンクに登録を希望する者は、豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請するものとする。

(登録)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けた場合において、適当と認めるときは、当該申請者を人材バンクに登録するものとする。

2 教育委員会は、前項の登録の可否について、速やかに申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の登録の有効期間の満了に際し、人材バンクに登録した者（以下「登録者」という。）から登録の取消しの申し出がある場合を除き、登録を更新するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届出を行うものとする。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取消しの届出があったとき
- (2) 第2条各号の要件に該当しなくなったとき
- (3) 登録申請の内容に偽りがあったとき
- (4) 公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) その身分を利用して、営利を目的とする活動又は特定の政党若しくは宗教に関する活動を行ったとき

2 教育委員会は、前項各号により登録を取り消すときは、登録者に通知するものとする。

(利用申込)

第8条 人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会に申請するものとする。

2 前項の利用者は、原則として5人以上で組織する団体とする。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその利用の可否について、利用者に通知するものとする。

(利用報告)

第9条 利用者は、活動終了後2週間以内に利用状況を教育委員会に報告するものとする。

(経費等)

第10条 講座開催に要する経費は、利用者の負担とする。

2 講座開催の際の条件は、利用者と登録者が直接交渉して決定するものとする。

3 利用者及び登録者は、事業実施に伴い、危険が予想される場合は、傷害保険等に自ら加入するものとする。

(アドバイザーの設置)

第11条 教育委員会は、人材バンクの運営に関する助言及び提言を得るため、豊岡市社会教育・生涯学習人材バンクアドバイザーを設置することができる。

(関係機関との連携)

第12条 教育委員会は、この事業を円滑に運営するため、関係機関と密接な連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第53号

教育財産の用途廃止について

次のとおり教育財産の用途を廃止する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

1 用途廃止を行う財産

名 称 豊岡市立小野小学校
所 在 豊岡市出石町口小野153番地

建 物 区 分 校舎
構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階 数 3階
床面積 1,911㎡

区 分 屋内運動場
構 造 鉄筋コンクリート造
階 数 1階
床面積 800㎡

区 分 プール付属棟
構 造 鉄筋コンクリート造
階 数 1階
床面積 72㎡

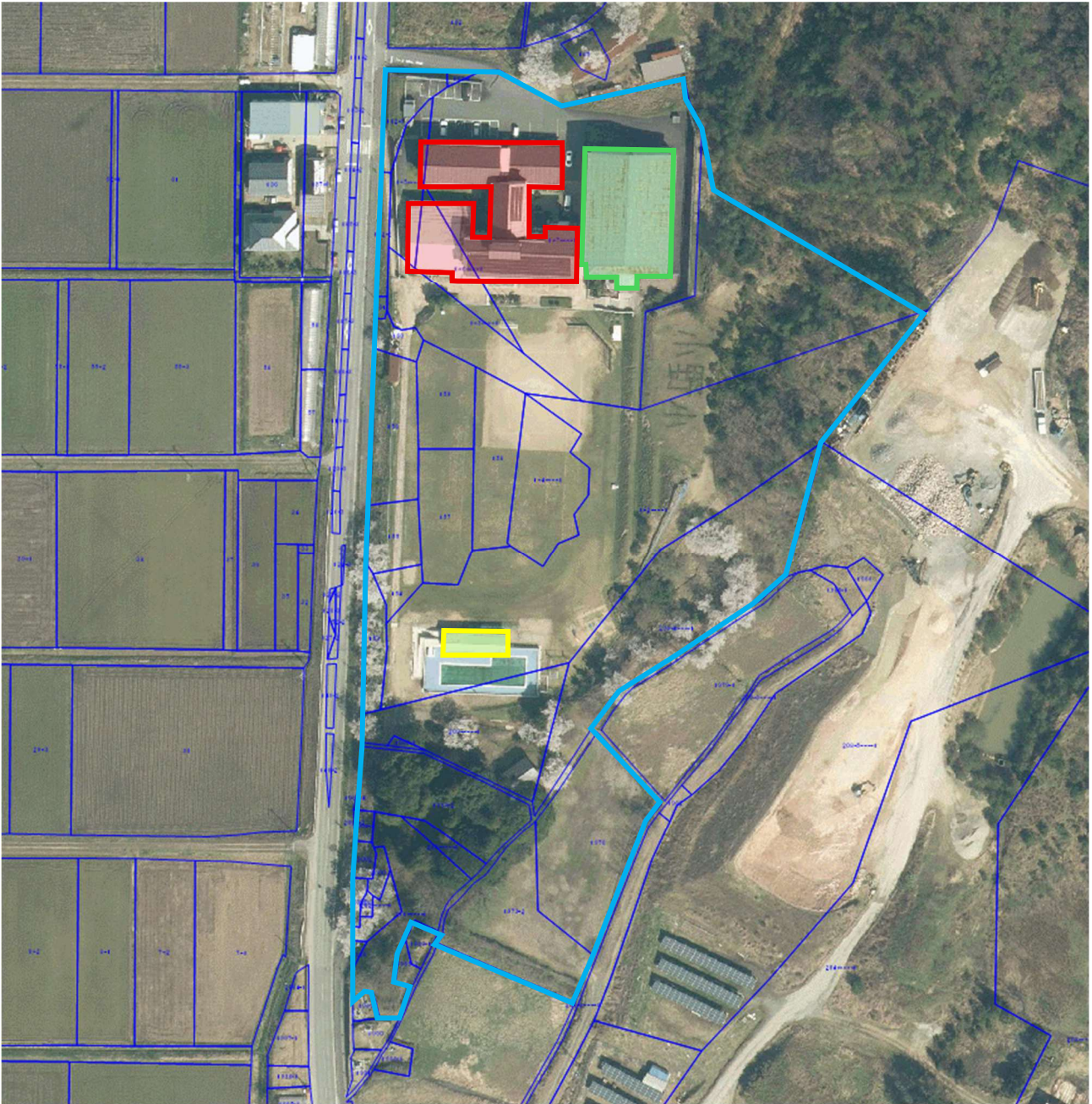
土 地 地 目 学校用地
面 積 26,713㎡





2 用途廃止理由 学校統合により小野小学校を廃止するため。

3 用途廃止年月日 令和8年3月31日

4 廃止後の措置 令和8年4月1日から普通財産とする。

○教育財産用途廃止資料（豊岡市立小野小学校）



	学校敷地	27,161㎡	[26,713㎡+448㎡ (旧小野幼稚園敷地)]
	校舎	2,209㎡	[1,911㎡+298㎡ (旧小野幼稚園舎)]
	屋内運動場	800㎡	
	プール付属棟	72㎡	

[参考] 学校施設台帳

○小野小学校

令和7年度 公立学校施設等の総括表 (小学校)

様式1-2

設置者名 豊岡市 学校所在地 豊岡市出石町小野153 学校名 小野小学校 整理番号 1537

①施設別コード	②設置者番号	③学校調査番号	④学区区分	⑤市町村番号	⑥児童数	⑦学級数	⑧設置年度	⑨校舎面積				⑩整備状況	⑪要改良面積										
B28160801				209	45	15	13M83	必面	保	有	面	積	計	R	S	W	計	487					
								R換算面積 (1759)				10				(1769)				()			

⑫学校コード	⑬児童数(普通の内訳)	⑭校舎内運動場面積			⑮校舎外運動場面積			⑯校舎内危険箇所			⑰校舎外危険箇所							
B120210006716	1学年 2学年 3学年 4学年 5学年 6学年	4	6	6	8	10	11	必面	保	有	面	積	計	R	S	W	計	94
								R換算面積 ()				()						

⑱校舎内危険箇所	⑲校舎外危険箇所	⑳児童生徒地域交流施設保有面積	㉑学区区分等			
		R S W	B保有教室等の総面積	Γ保有校舎面積	Ⅱ借用面積	E地域指定区分等
			409	488	214	3学年実学級数1

㉒学区区分等	㉓学区区分等	㉔学区区分等	㉕学区区分等	㉖学区区分等	㉗学区区分等	㉘学区区分等	㉙学区区分等	㉚学区区分等	㉛学区区分等	㉜学区区分等	㉝学区区分等	㉞学区区分等	㉟学区区分等	㊱学区区分等	㊲学区区分等	㊳学区区分等	㊴学区区分等	㊵学区区分等	㊶学区区分等	㊷学区区分等	㊸学区区分等	㊹学区区分等	㊺学区区分等	㊻学区区分等	㊼学区区分等	㊽学区区分等	㊾学区区分等	㊿学区区分等	

参考表

①学年	当年度までの児童数	当年度までの学級数
1	7	4
2	6	6
3	8	6
4	10	8
5	11	10
6	12	11
児童数計	54	45
学級数計	1	1
	55	46

文部科学省

○旧小野幼稚園

平成29年度 公立学校施設等の総括表 (幼稚園)

様式1-1

設置者名 豊岡市 幼稚園所在地 豊岡市出石町小野153 園名 小野幼稚園 整理番号 1531

①施設別コード	②設置者番号	③学校調査番号	④学区区分	⑤市町村番号	⑥児童数	⑦学級数	⑧設置年度	⑨校舎面積				⑩整備状況	⑪要改良面積										
A281780614				209	15	4	3T15	必面	保	有	面	積	計	R	S	W	計	306					
								R換算面積 (298)				88				(298)				()			

⑫学校コード	⑬児童数(普通の内訳)	⑭校舎内運動場面積			⑮校舎外運動場面積			⑯校舎内危険箇所			⑰校舎外危険箇所							
	1学年 2学年 3学年 4学年 5学年 6学年							必面	保	有	面	積	計	R	S	W	計	
								R換算面積 ()				()						

⑱校舎内危険箇所	⑲校舎外危険箇所	⑳児童生徒地域交流施設保有面積	㉑学区区分等			
		R S W	B保有教室等の総面積	Γ保有校舎面積	Ⅱ借用面積	E地域指定区分等
			448			3122616222AD3224

参考表

①学年	当年度までの児童数	当年度までの学級数
3才	7	7
4才	6	8
5才	1	1
計	13	15

文部科学省

議案第54号

教育財産の用途廃止について

次のとおり教育財産の用途を廃止する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

1 用途廃止を行う財産

名 称 豊岡市立中筋小学校敷地及びプール附属棟
所 在 豊岡市土淵字田向1-5

建 物 区 分 プール附属棟
構 造 鉄筋コンクリート造
階 数 1階
床面積 76㎡

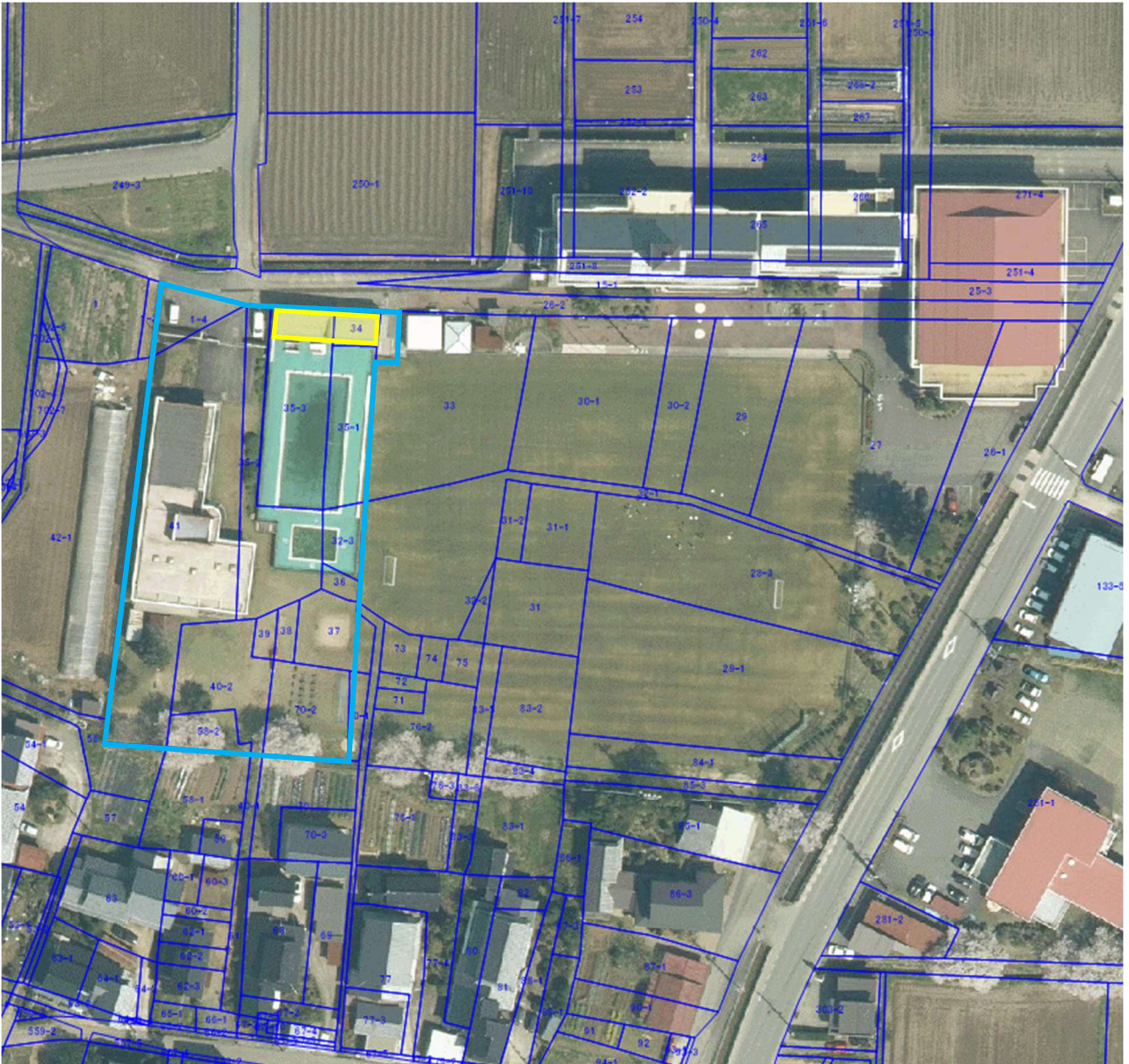
土 地 地 目 学校用地
面 積 3,718㎡

2 用途廃止理由 跡地利活用手続きのため。

3 用途廃止年月日 令和8年3月31日

4 廃止後の措置 令和8年4月1日から普通財産とする。

○教育財産用途廃止資料（豊岡市立中筋幼稚園及び中筋小学校プール付属棟）



学校敷地 3,718㎡

プール付属棟 76㎡

議事（報告）

報告第30号

豊岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則制定について

豊岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則を定めたので報告する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

（理由）

児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業の認可及び廃止又は休止の承認に関する手続き等について定めるため。

豊岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 13 日

豊岡市長 阿間 雄司

豊岡市規則第 3 号

豊岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可及び同条第7項に規定する乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認について必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第2条 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、乳児等通園支援事業の認可をする場合は乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可をしない場合は乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(廃止又は休止の承認の申請等)

第3条 乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする者は、乳児等通園支援事業廃止又は休止申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認をする場合は乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書（様式第5号）により、承認をしない場合は乳児等通園支援事業（廃止・休止）不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の36第3項及び第4項に規定する認可事項の変更を行う場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(認可の取消し等)

第5条 市長は、法第34条の17第4項の規定による乳児等通園支援事業の制限若しくは停止又は法第58条第2項の規定による認可の取消しを決定した場合は、乳児等通園支援事業認可取消等決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(豊岡市子ども・子育て会議の意見聴取)

第6条 市長は、第2条第2項の認可をしようとする場合は、あらかじめ豊岡市子ども・子育て会議条例(平成25年豊岡市条例第40号)第1条に規定する豊岡市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年2月16日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

豊岡市長

所在地 _____
 申請者 氏名（又は名称） _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （ <input type="checkbox"/> 在園児合同実施 <input type="checkbox"/> 専用室独立実施 ） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の たる事業所の 所在地	電話:			
	メール:			
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始 予定年月日	年 月 日			

2 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

様

豊岡市長

印

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付で申請のありました乳児等通園支援事業については、下記のとおり認可しましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （ <input type="checkbox"/> 在園児合同実施 <input type="checkbox"/> 専用室独立実施 ） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
事業の開始 年 月 日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

豊岡市長

印

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付で申請のありました乳児等通園支援事業については、下記のとおり不認可としましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第4号（第3条関係）

乳児等通園支援事業廃止又は休止申請書

年 月 日

豊岡市長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

乳児等通園支援事業を廃止又は休止したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
廃止又は休止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止日又は休止予定期間	廃止日 年 月 日 休止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第5号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

豊岡市長

印

乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業（廃止・休止）については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
廃止日又は 休止予定期間	廃止日 年 月 日 休止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

第 号
年 月 日

様

豊岡市長

印

乳児等通園支援事業（廃止・休止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業（廃止・休止）については、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
理 由	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

年 月 日

豊岡市長

様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

乳児等通園支援事業認可事項変更届出書

認可を受けた下記の認可事項について、別紙のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項及び第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業実施区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （ <input type="checkbox"/> 在園児合同実施 <input type="checkbox"/> 専用室独立実施 ） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
変更事項	<input type="checkbox"/> 名称、種類又は位置 <input type="checkbox"/> 定款、寄付行為その他規約 <input type="checkbox"/> 建物その他設備の規模又は構造 <input type="checkbox"/> 運営規定 <input type="checkbox"/> 経営責任者又は福祉の実務にあたる幹部職員 <input type="checkbox"/> その他（上記以外の事項）
変更年月日	年 月 日

添付書類（その他参考となるもの）

定款、登記事項証明書（写し）、理事会議事録（当該申請にかかる部分）写し、運営規定等その他規定など

第 号
年 月 日

様

豊岡市長

印

乳児等通園支援事業認可取消等決定通知書

乳児等通園支援事業の（認可取消し・制限・停止）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業実施区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （ <input type="checkbox"/> 在園児合同実施 <input type="checkbox"/> 専用室独立実施 ） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
処分の内容	
理由	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業者の認可について

1 事業の概要

全て子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、子ども1人あたり、月10時間を上限に、**保護者の就労要件を問わず**時間単位等で**保育所等を利用できる制度**です。

2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体で実施されます。

2 対象者

保育所等（※1）に通っていない、6か月～満3歳未満の子ども。

※1：保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所

3 2026年度認可申請事業者について

私立施設

認可保育施設6園

施設名	住所	実施方法
カバンストリート保育園	豊岡市中央町18-8	余裕活用型
こうのとりの森保育園	豊岡市立野町14-10	余裕活用型
城崎こども園	豊岡市城崎町湯島802-1	余裕活用型
みかたの森こども園	豊岡市日高町栗山901-2	余裕活用型
出石愛育園	豊岡市出石町町分559-1	余裕活用型
おさかおのこども園	豊岡市出石町鳥居1016-1	余裕活用型

4 乳児等通園支援事業の認可について

事業者がこの事業を実施するには、本市の認可を受ける必要があります。

児童福祉法第34条の15第4項において、「**市町村長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。**」と規定されています。

上記規定を踏まえて、子ども子育て会議において事業認可の意見聴取を行うものです。

5 公立施設での事業実施について

児童福祉法第34条の15第1項において、「市町村は乳児等通園支援事業を行うことができる。」と規定されています。認可申請の必要はありません。

認可保育施設6園で実施予定

施設名	住所	実施方法
西保育園	豊岡市正法寺 38-1	余裕活用型
八条認定こども園	豊岡市弥栄町 5-9	余裕活用型
港認定こども園	豊岡市気比 3291-235	余裕活用型
竹野認定こども園	豊岡市竹野町須谷 1470-1	余裕活用型
合橋認定こども園	豊岡市但東町出合市場 416-1	余裕活用型
資母認定こども園	豊岡市但東町中山 757-1	余裕活用型

※ 認可保育施設とは

(通常保育において、国が定めた基準を満たし県知事から認可を受けている施設)

※ 実施方法の余裕活用型は通常保育の定員の空枠を活用して実施するものであり、設備や職員の配置基準等を遵守して運営されています。

事業認可を受けた施設であっても、定員に空枠がなければ事業の利用ができません。

報告第31号

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を定めたので報告する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

給食費の月額を教育認定児は3,700円から3,800円に、保育認定児は4,800円から4,900円にそれぞれ増額し、令和8年4月1日から施行するため。

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

豊岡市長 明 岡 友 隆 司

豊岡市規則第 9 号

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年豊岡市規則第76号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規則を同表の改正後の欄に掲げる規則に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
(給食費) 第13条 条例第 7 条第 1 項に規定する給食費は、 <u>月額4,800円</u> とする。 ただし、保育所の食事の提供の方法が保育所外で調理し搬入する方法により実施する施設にあっては、この限りでない。 2・3 [略]	(給食費) 第13条 条例第 7 条第 1 項に規定する給食費は、 <u>月額4,900円</u> とする。 ただし、保育所の食事の提供の方法が保育所外で調理し搬入する方法により実施する施設にあっては、この限りでない。 2・3 [略]

(豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年豊岡市規則第24号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規則を同表の改正後の欄に掲げる規則に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給食費)</p> <p>第27条 条例第6条に規定する給食費は、次の各号に掲げる認定児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育認定児 <u>月額3,700円</u>（食事の提供を要しない8月を除く。）</p> <p>(2) 保育認定児 <u>月額4,800円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(給食費)</p> <p>第27条 条例第6条に規定する給食費は、次の各号に掲げる認定児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育認定児 <u>月額3,800円</u>（食事の提供を要しない8月を除く。）</p> <p>(2) 保育認定児 <u>月額4,900円</u></p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

報告第32号

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を定めたので報告する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

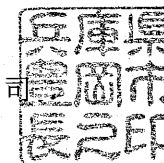
物価高騰の影響を受けている私立保育所等に対し、光熱費等の価格上昇分の一部を支援するため、所要の規定の整備を行う。

豊岡市告示第 48 号

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 6 日

豊岡市長 門 間 雄 司



豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱（令和 3 年豊岡市告示第315号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2（第 3 条関係） その 2		別表第 2（第 3 条関係） その 2	
1 給付金の名称	豊岡市物価高騰対策支援給付金	1 給付金の名称	豊岡市物価高騰対策支援給付金
2 交付の目的 ～	略	2 交付の目的 ～	略
4 対象者		4 対象者	

〔揭示終了日〕 2026 年 3 月 20 日

5 補助率 又は補助 金等の額	<p>予算の範囲内で、次の基準により算定された額を支給する。</p> <p>(1) $10,000円 + (20,000円 \times (\text{令和6年4月1日現在の認可定員} \div 10 \text{ (小数点以下切捨)})$</p>
6 交付申請に添付する書類 ～ 13 規則の適用除外	略
14 その他	<p>(1) 略</p> <p>(2) この給付金事業の事業期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、返還請求にあってはこの限りでない。</p>

5 補助率 又は補助 金等の額	<p>予算の範囲内で、次の基準により算定された額を支給する。</p> <p>(1) $18,500円 + (37,000円 \times (\text{令和7年4月1日現在の認可定員} \div 10 \text{ (小数点以下切捨)})$</p>
6 交付申請に添付する書類 ～ 13 規則の適用除外	略
14 その他	<p>(1) 略</p> <p>(2) この給付金事業の事業期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、返還請求にあってはこの限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

報告第33号

教育長が臨時に代理した工事請負契約の締結について承認を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく工事請負契約の締結について、豊岡市教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により臨時に代理したので、下記のとおり報告し、承認を求める。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 三江小学校校舎長寿命化改修建築工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 252,780,000円 |
| 4 契約の相手方 | 豊岡市日高町国分寺254番地
株式会社共栄建設工業
代表取締役 沼田 茂 |

報告第34号

教育長が臨時に代理した教育財産の用途廃止について承認を求めることについて

教育財産の用途を廃止することについて、豊岡市教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により臨時に代理したので、下記のとおり報告し、承認を求める。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

- 1 用途廃止を行った財産
豊岡市立竹野認定こども園用地の一部
土 地 所 在 豊岡市竹野町須谷
地 番 1469番1、1470番1、1471番、1472番1
地 目 宅地
面 積 405.4m²
- 2 用途廃止理由 主要地方道日高竹野線の道路拡幅用地として提供（売却、一部寄附）するため。
- 3 用途廃止年月日 令和8年2月19日
- 4 廃止後の措置 令和8年2月20日から普通財産とした。

(主)日高竹野線 道路拡幅にかかるとの用地買収 平面図



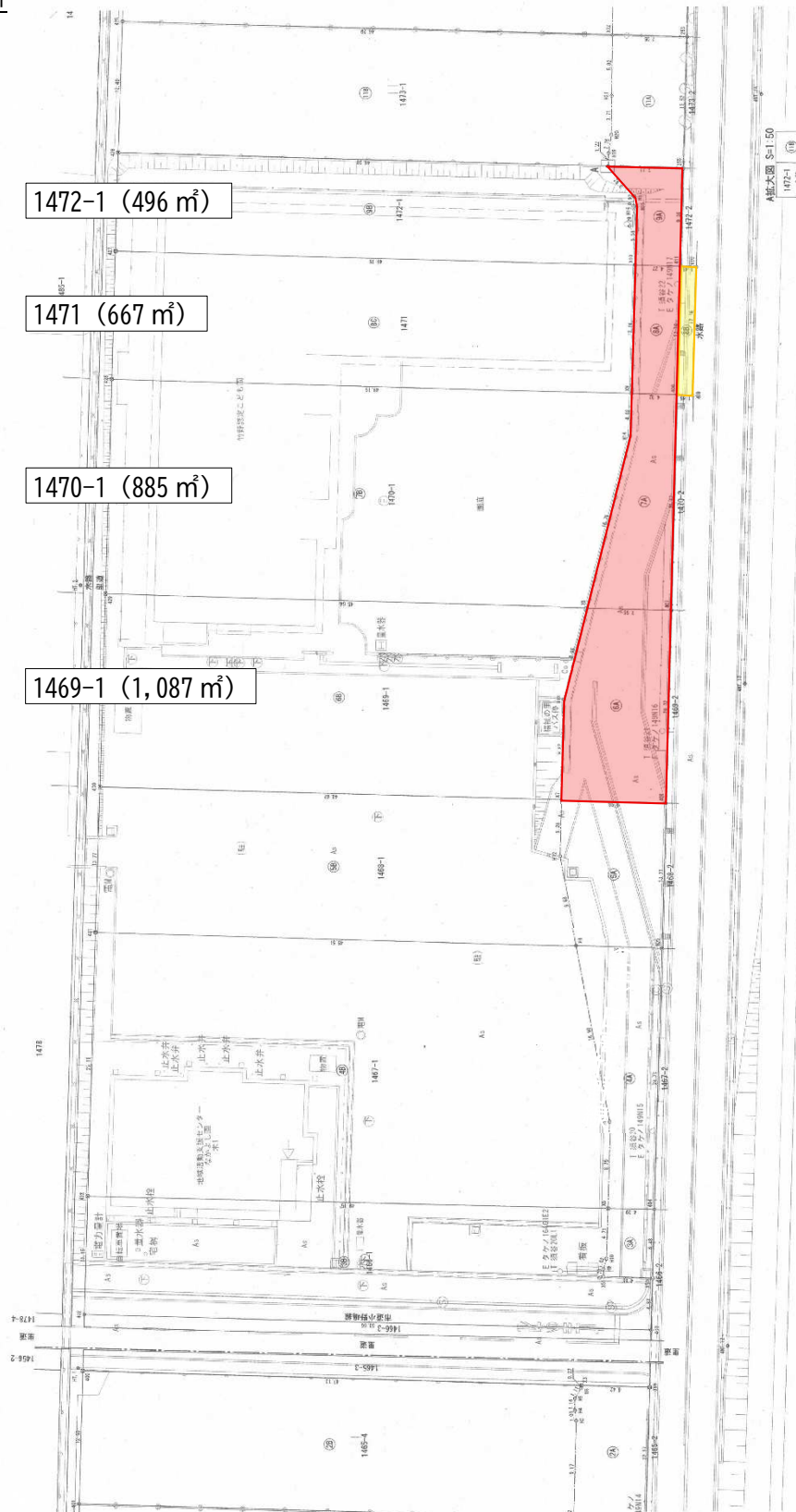
買収箇所

面積：387.72㎡ 【内訳(北から)：44.70㎡ + 52.32㎡ + 118.09㎡ + 172.61㎡】



寄附箇所

面積：17.68㎡



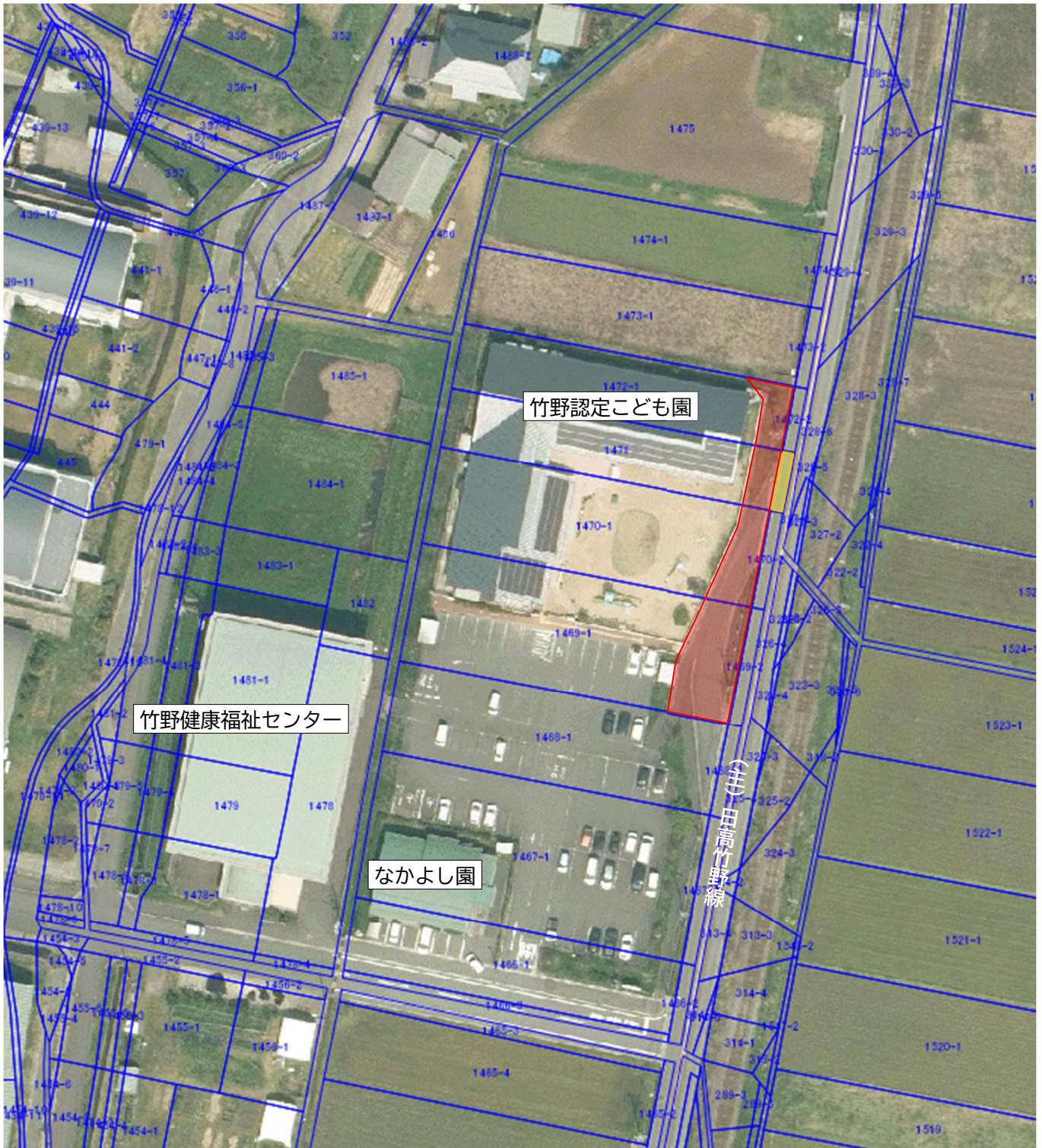
(主)日高竹野線 道路拡幅にかかる用地買収 位置図

買収箇所

面積：387.72㎡【内訳(北から)：44.70㎡ + 52.32㎡ + 118.09㎡ + 172.61㎡】

寄附箇所

面積：17.68㎡



報告第35号

教育長が臨時に代理した令和7年度2月補正（第10号）教育関係予算について承認を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく令和7年度2月補正（第10号）教育関係予算について、豊岡市教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により臨時に代理したので、別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

令和7年度2月補正(第10号)教育関係予算

第1表 歳入・歳出

【歳出】

課名	事業名等	補正額(千円)	補正内容
教育総務課	図書館管理費	66	業務委託料 除雪業務
歳出	計	66	

報告第36号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

記

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者	
1	西保育園				2026年2月2日	団体	
2	日高西中学校	床上スタンド	1台	38,599円	2026年2月5日	団体	豊岡市日高町庄境410 令和7年度卒業生保護者代表 谷口 雅和
		卓上マイクスタンド	1台				
		マイクホルダー	1台				
3	豊岡市教育委員会	絵本『エビくんとエビギョウザくん』 (第17回「日本新薬こども文学賞」受賞作品)	51冊	40,800円	2026年2月16日	団体	豊岡市日高町東芝435 タジマ食品工業株式会社 代表取締役社長 藤田 昌史
4	豊岡市教育委員会	交通安全ランドセルカバー	525枚	—	2026年2月27日	団体	豊岡市城南町23-6 豊岡市社会福祉協議会 理事長 森田 敏幸
5	市立放課後児童クラブ	絵本・書籍	82冊	—	2026年2月2日	団体	豊岡市元町12-5 明治安田生命保険相互会社 豊岡営業所 所長 内田 弘憲
6	合橋認定こども園				2026年2月26日	個人	
7	福住小学校	デジタル教科書ライセンス	一式	297,000円	2024年6月17日	団体	豊岡市出石町福住209 福住幼・小PTA
8	福住小学校	デジタル教科書ライセンス	一式	99,000円	2024年6月17日	団体	豊岡市出石町福住209 福住小学校校友会 会長 浦上 宏
9	福住小学校	テレビ	2台	259,500円	2026年2月27日	団体	豊岡市出石町福住209 福住幼・小PTA
		発電と蓄電	6セット	83,160円			
10	港小学校	インフォメーションディスプレイ・スタンド	1組	131,300円	2026年3月3日	個人	豊岡市竹野町森本560-1 岩崎 ひとみ
							(個人：2件、団体：8件)

報告第37号

令和8年3月市議会答弁概要について

令和8年3月市議会答弁概要について、別紙のとおり報告する。

令和8年3月26日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

令和8年3月市議会 教育委員会関係答弁概要

R8.3.9 ~ R8.3.12 15人/18人

No.	質問内容	答弁概要
1	<p>米田達也 議員</p> <p>4 教育行政の方針と施策の展開から (1) 理念と成果の可視化 ア 「第5次とよおか教育プラン」をスタートし1年経過するが、理念や本年度の重点施策が、教育委員会内部にとどまることなく、各学校園、教職員、そして家庭・地域にまで共有され、日々の教育実践へと具体的に反映されることが重要と考える。方針の「共有」「浸透」「実践化」をどのような過程で進めているのか、またその検証方法についての見解を問う。</p>	<p>「第5次とよおか教育プラン」の基本理念や実践計画に掲げる取組が、教育委員会内部だけでなく、各学校園の教職員、さらには家庭や地域までしっかりと共有され、日々の教育実践に反映されることは極めて重要であると認識している。</p> <p>これらを広く周知し浸透させるための具体的な施策として、校長を対象とした会議や研修会においてまずしっかりと説明を行い、学校現場のリーダー層に理解いただいている。</p> <p>また、全体の理解促進を図るためにダイジェスト版を作成し、さらに分かりやすさを追求するための動画も用意した。これらの資料は教育委員会のホームページに公開するとともに、「教育委員会だより」を通じて保護者や地域の方々にも情報を発信し、家庭・地域への浸透を図っている。</p> <p>さらに、このプランに基づく重点取組の効果検証については、検証委員会を設置し、多様な視点で評価を行っている。検証委員には学校園の職員のほか、PTA代表、生涯学習に関わる団体の方々、子育て支援団体のメンバー、そして学識経験者を含めることで、現場と地域双方の意見を反映しながら多角的に検証を進めている。</p> <p>今後もこの検証結果を踏まえ、理念や重点施策のさらなる共有・浸透・実践化に努め、子どもたちの非認知能力向上をはじめ、本市の教育の質の向上に繋げていく。</p>
1	<p>イ 施策の実施状況だけでなく、教育理念そのものが現場でどの程度理解され、共通言語として機能しているかをどのように把握しているのか。共有度・理解度を測る仕組みがあるか。</p>	<p>第4次教育プランから検証しているサブテーマである非認知能力の意義、価値について、周知・徹底するのにかなりの期間を有したが、いまや豊岡市の教育の共通言語として浸透している。</p> <p>第5次とよおか教育プランの教育理念である「豊岡で育む在りたい自分と在りたい未来を創造する力」については、概要版や解説動画等を作成、活用し、校長会で周知するとともに、地域においても春に行われた市政懇談会で全ての区長に説明する等の取組を行ってきた。また、豊岡市が実施する初任者研修会をはじめとした各種研修会でも概要版の説明および配布</p>

		<p>を行っている。</p> <p>数量的な理解度・共有度を図る仕組みはないが、年間3回実施している校長面談ではその浸透具合において資料提供をしてもらっている。そういった機会を捉えながら、各校の実態把握と理解の共有化を進めていきたいと考えている。</p>
2	<p>石田清議員</p> <p>2 令和8年度予算について</p> <p>(2) 保育所保育料の軽減</p> <p>ア 国基準から約55%軽減とされているが、その根拠は何か。生活実態を鑑みての軽減か。それとも55%ありきの軽減か。</p> <p>(2質)</p> <p>今回の保育料軽減の評価を伺いたい。</p>	<p>こども計画策定にあたり2024年度に実施したアンケートの結果では、子育てや教育にかかる経済的負担が大きいと感じている家庭が多いことが明らかになり、また、但馬各市町に比べ保育料が高いといった声もいただいていた。このような意見を重く受け止め、周辺自治体の状況を参考にしつつ、保育料の軽減について検討を進めていきたい。</p> <p>2026年度予算編成において、子育て世帯の経済的な負担軽減など子育て支援に重点を置く中で、市の財政負担を考慮しつつ、支援を最大限行えるよう検討した結果、今回設定した保育料の軽減割合とするものである。</p> <p>保育料について、但馬の他市町と比べると、今年度は豊岡市が一番高い額である。来年度は養父市に続いて朝来市も無償化を打ちだされているが、香美町、新温泉町と比べると中所得層以下の世帯については、2町より低い額としている。</p>
2	<p>3 教育行政の方針と施策の展開から</p> <p>(1) 小規模特認校</p> <p>ア 小規模特認校の事業効果を確保するため、教育委員会として、どのような施策・対策を講じてきたのか。</p>	<p>八代小学校の小規模特認校制度は、2024年度から導入しており、今年度で2年目を迎えている。これに先立ち、2023年度からは市の予算により、八代小独自の特色ある教育の一環として、芸術文化観光専門職大学と連携した演劇ワークショップを実施している。</p> <p>また、広報活動として、市ホームページに本制度の内容を掲載するとともに、募集時期にあわせて制度の案内チラシを作成・印刷し、市内の全小学校園および義務教育学校を通じて全ての保護者に配布し、制度の趣旨や利用方法が広く周知されるよう配慮している。</p> <p>最も大切なことは、子ども達の学びへの対策である。学校からの情報を受けるとともに、学校訪問により、小規模特認校制度の事業成果や課題を確認する中で、必要に応じて指導・助言を行っていく。</p>
2	<p>(2) 学校給食費の無償化</p> <p>ア 国県補助額が市の予定する給食費</p>	<p>2026年度については、国県の支援額で小学校分の無償化に必要な額をほぼ賄える見込みである。</p>

	<p>のコストを下回った場合の対応はどうか。</p>	<p>この支援の基準額は、毎年給食費に関する調査を実施し、物価動向等を踏まえて適切な額を設定されることとであり、無償化に必要なコストを下回った場合は、必要額を市が負担することを検討したいと考えている。</p>
<p>2</p>	<p>イ 国の本予算が3月末に成立せず、暫定予算にも盛り込まれなかった場合、市としての対応を問う。</p> <p>(2 質)</p> <p>中学校の保護者負担額を2025年度と同額に据え置くことについて、昨年3月の資料では2025年度の中学校給食費は1食当たり313円で、公費負担額は総額887万6000円。</p> <p>今回2026年度予算の資料では、公費負担額が大幅引上げの2262万8000円(うち地方創生臨時交付金1687万円)となっているが、食材費の高騰により1食当たりは引き上げるが、その引き上げ分も公費負担するという計算になるのか。</p> <p>(3 質)</p> <p>去年の3月の時点、2025年度の1食あたりの給食費は313円だったと思うが、それとの関係はどうか。</p>	<p>高市首相の1月19日の記者会見では、高市内閣として4月からの実施を決定している給食費無償化の予算については、あらゆる努力をして実現していくと言及されていることから、市としてもその前提で無償化を実施する予定である。</p> <p>しかし万一、国の制度が4月からではなく年度途中からの無償化となった場合は、新年度予算を組み替えるなど、市の独自財源で対応せざるを得ないのではないかと考えている。</p> <p>いずれにしても、いまは国の動向を見守る他はないと思っている。</p> <p>今年度の1食当たり保護者負担は287円で、そのままに据え置くという考え方である。</p> <p>313円に対して26円を市が負担するということがあった。</p>
<p>3</p>	<p>太田智博 議員</p> <p>3 教育行政の方針と施策の展開から</p> <p>(1) 部活動の地域展開</p> <p>ア 進捗状況と今後の見通し、課題について問う。</p>	<p>進捗状況についてである。現在、本市では、地域連携と地域展開を組み合わせた「ハイブリッド型」の推進を基本方針としている。具体的には、部活動指導員の活用を通じて、地域の力を活かした部活動の充実を図っている。2025年度においては、運動部で5校17名、文化部で5校8名の部活動指導員を配置している。</p> <p>また、「部活動の在り方検討委員会」を設置し、スポ</p>

		<p>ーツ・文化団体、学校関係者、保護者代表等と連携しながら、地域連携・地域展開の在り方について協議を重ねている。</p> <p>次に、今後の見通しについてである。休日の部活動については、2028年度末までにすべての部活動で地域展開を実現することを目指している。2026年度からは、サッカーやボートなどの一部の部活動において、モデル事業や合同部活動方式を先行的に実施する予定である。平日の部活動については、当面の間、現行の体制を継続しつつ、準備が整ったところから段階的に地域展開を進めていく。</p> <p>最後に、課題についてであるが、地域における指導者の確保・育成、活動場所の確保、保護者や地域住民の理解と協力の醸成、さらには生徒の移手段の確保などが挙げられる。また、地域展開に伴い、安全管理や指導の質の確保、費用負担の在り方についても検討が必要である。</p> <p>これらの課題に対しては、国や県の支援制度や、国が示す活動の目的や時間、参加費などの認定要件等に基づき、市が認定する認定地域クラブ制度の活用を視野に入れながら、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。そして、子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術に親しむことができる、持続可能な地域クラブ活動の環境整備を進めていく。</p>
3	<p>イ 改革実行期間は令和8年度～10年度であるが、豊岡市の休日における地域連携の完全実施時期について問う。</p>	<p>休日における部活動の地域展開については、国のガイドラインにおいて、2026(令和8)年度から2031(令和13)年度までの6年間を「改革実行期間」と位置づけ、その前期にあたる2026(令和8)年度から2028(令和10)年度にかけて、地域展開の着手が求められている。</p> <p>本市においては、先ほども申し上げたとおり、2028(令和10)年度末までに、すべての部活動において休日の地域展開を実現することを目指しており、可能な限り前倒しでの実施も視野に入れて検討を進めている。</p>
3	<p>(2) 兵庫教育大学との連携協定 ア 連携協定に至った経緯と具体的な目的について問う。また、本連携協定により、教員の指導力をどう引き上げるのか。特に新しい探究学習に対</p>	<p>経緯については、大学から本市のコミュニケーション教育や非認知能力の育成に係る演劇ワークショップを学生に学ばせたいという依頼からスタートし、併せて、地域貢献できる学生を育成するための教育現場体験をさせたいとのニーズがあった。</p>

	<p>応できる教員の養成について、具体的な研修計画について問う。</p>	<p>本市においても小規模校のサポートスタッフの必要性、演劇ワークショップのサブファシリテーターの必要性などの課題とマッチすることから協定について検討し、大学教員による教員研修への指導や教育課題への助言も可能になる協定を締結することとした。</p> <p>不登校対策、ICT教育、認知機能育成等のほか、ご指摘の探究的な学びについても学校現場の要請に合わせて、今後の具体的な取組内容を整理していきたいと思う。</p>
4	<p>辻 至 誠 議員</p> <p>1 市長総括説明から</p> <p>(1) 保育料の大幅軽減と「子育てに優しいまち」の深化</p> <p>ア 市長は、理想の子ども数を持ってない理由の筆頭である「経済的負担」を重く受け止め、3歳未満児の保育料を国基準から全体で約55%軽減、約94%の世帯で概ね半額とする方針を示された。今回の軽減により、具体的に子育て世帯の家計にどの程度のインパクトを想定しているか。</p>	<p>保育料の軽減は、保護者にとりまして経済的負担が軽減され、子育て支援の向上に寄与するものと考えられる。具体的な金額で示すと、多くの世帯が該当する保育料区分の市民税所得割額が9万7千円から16万9千円未満では、3歳未満のこども一人を園に入所させる場合、月額3万8千円が軽減後は2万円となり、年間では21万6千円の負担軽減となる。</p> <p>物価高騰が続く中、この度の保育料軽減による子育て世帯の家計に与えるインパクトは、非常に大きいものであると考えている。</p>
4	<p>イ この経済的支援を単発に終わらせず、<u>保育の質の向上</u>や、企業と連携した柔軟な働き方の促進といった「切れ目のない支援」とどう連動させていくのか、市長の決意を問う。</p>	<p>保育の質の向上としては、公私立の枠を超えて市全体で幼児教育保育の質向上を目的に、民間園への支援や運動遊びなど特色がある取組を行っている。また、スタンダードカリキュラムを活用した研修及び教育保育の実践に引き続き努め、子どもたちの健やかな成長を支援していく。</p>
4	<p>2 教育行政の方針と施策の展開から</p> <p>(1) 誰一人取り残さない「不登校・いじめ対策」の強化</p> <p>ア 不登校児童生徒数がコロナ前の約2.1倍となり、特に小学生の増加が顕著であるという深刻な現状が示された。校内サポートルームへの支援員配置など、未然防止と自立支援の2軸による「豊岡市不登校対策アクションプラン」の実行が急務である。中学校での不登校者数が減少傾向にあるという成果を踏まえ、増加する小学生への対策として、校内サポートルームの機能強</p>	<p>本市における不登校児童生徒数が増加し、特に小学校段階での増加が顕著であることを重く受け止めている。一方で、中学校においては、校内サポートルーム支援員の配置等により、新たに不登校となる生徒数が減少傾向にあるなど、一定の成果も見えてきた。この成果を小学校段階へ広げていくことが必要であると認識している。</p> <p>まず、小学校への支援員配置拡充とともに、専門性の向上に努める。本年度は支援員対象の研修会を2回実施した。今後も小学生の不登校の要因等を精緻に分析し、支援員、管理職、担任、スクールカウンセラー等が連携して、子どもの状況に応じた支援を行う。</p> <p>また、フリースクール及びフリースクール利用者へ</p>

	<p>化や、フリースクール等民間施設とのネットワーク構築をどう加速させるのか。</p>	<p>の補助を継続して行い、多様な学びの場を保障する体制を整備する。</p> <p>加えて、本年度、フリースクールの代表者を本市の不登校等対策委員会の委員に任命し、情報共有しながら、ともに不登校対策に取り組んでいる。フリースクール、こども支援センター、学校、行政等が委員として参画する本委員会を核として、不登校対策のネットワーク構築を強化させていく。</p>
4	<p>イ いじめの早期発見に欠かせない「家庭との連携」において、保護者が相談しやすい環境を具体的にどう整備するのか、教育長の所見を問う。</p>	<p>いじめの早期発見において、家庭との連携は極めて重要であると認識している。とりわけ、保護者が「迷わず」「遠慮なく」「早い段階で」相談できる環境づくりが不可欠である。</p> <p>第一に、相談窓口の明確化と周知徹底を図る。担任だけでなく、学年主任、生徒指導担当、スクールカウンセラー、管理職など、複数の相談ルートを示し、「誰にでも相談できる」体制を整える。</p> <p>第二に、日常的な信頼関係の構築。必要に応じたこまめな連絡や家庭訪問を通じて、課題が生じてからではなく、平時からの関係づくりを重視する。「困った時だけの連絡」ではなく、「日頃からつながっている」関係性を築くことが早期発見につながると考えている。</p> <p>第三に、相談しやすい学校風土の醸成。保護者からの相談を「苦情」として受け止めるのではなく、「子どもの安全・安心を守るための大切な情報」として丁寧に受け止める姿勢を、全教職員で共有する。本年度の「いじめ防止対策委員会」で委員から「学校の対応について意見、指摘、要望等をする保護者は、学校よりも弱い立場にあることを認識して対応することが必要である」とのご意見をいただいた。</p> <p>本年度1月末時点で、本市の「いじめ発見のきっかけ」として最も多かったのが「保護者からの訴え」であった。35.0%。いじめは初期対応が何より重要である。小さな変化を見逃さないためにも、家庭と学校が対等なパートナーとして子どもを支える体制を一層強化していく。</p>
4	<p>(2) 多様性を認め合う「つながりのある特別支援教育」の推進</p> <p>ア 「支援の要らない子は一人もいない」という理念のもと、通常の学級に在籍する児童生徒への通級指導や、</p>	<p>子どもたちの認知機能を高めるための取組として、通級指導担当者会を年間10回実施し、授業研究や教材・教具に関する情報交換を行ったり、講師や高校の通級担当者を招いて支援のあり方について研究したりするなど、研修の充実に努めている。また、市内の</p>

	<p>学校生活支援教員の配置が重要性を増している。兵庫教育大学との連携協定により、教職員の専門性を具体的にどう向上させるのか。特に、認知機能を高めるトレーニングなどの自立活動を通じて、子どもたちが将来的に社会で自立できる能力を育むため、どのような指導体制の拡充を目指すのか具体策を問う。</p>	<p>特別支援学級担任と通級担当者が集まる研修を2回開催し、資質の向上および学校間のネットワークの構築を図っている。</p> <p>今後は、兵庫教育大学との連携協定締結を受け、専門的な人的・知的資源を活用するなど、本市の特別支援教育のさらなる充実を目指す。</p> <p>指導体制については、現在、本市では学校生活支援教員を拠点校10校に配置し、巡回校を含めると市内の全学校で、約200人の児童生徒を対象に通級指導を行っている。一方、児童生徒の教育的ニーズは今後ますます高まると考えられる。この10年で担当教員を6人増員しているが、引き続き学校生活支援教員の拡充、適正な配置に努めていく。</p>
4	<p>(3) 若者の未来を拓く「奨学金制度の見直し」と定住支援</p> <p>ア 若者の流出を食い止め、本市への回帰を促すためには、進学時および返済時の負担軽減が不可欠である。市長の「市独自の奨学金返済支援」と合わせ、教育長が示した「奨学金の手続き時期の見直し(初回貸与を7月から前倒し)」は、現場のニーズを汲んだ評価すべき変更である。進学時の経済的負担を軽減するための貸与時期前倒しについて、利用を検討する家庭への周知をどう行うか。</p>	<p>進学時の経済的負担軽減に向け、奨学金の初回貸与時期を7月から前倒しする検討については、利用を希望される家庭に広く周知を行うことが重要であると認識している。</p> <p>奨学金申請案内は、学校や教育委員会を通じて早期に配布するとともに、相談窓口で丁寧に対応する。</p> <p>利用を検討する家庭への周知については、これまで、市のホームページやSNS、市広報での情報発信に加え、市立中学校や但馬全域の県立・私立学校への案内送付、教育総務課および各振興局の地域振興課の窓口での配布・相談体制の整備など、多面的な周知を行っている。</p> <p>今後はこれらに加え、より効果的な周知方法を検討する。</p>
4	<p>(4) 学校園の組織力の強化</p> <p>ア 「教職員が子どもたちと向き合う時間」や「授業の質を高める時間」を確保できるよう時間外在校等時間が月80時間超の教職員をゼロにすることとある。</p> <p>どのようなプロセスで実施されるのかを問う。</p>	<p>本市における教職員の勤務時間の適正化を目指す具体的な取組として、「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施、勤務時間外における留守番電話の活用、学校閉庁日の設定、中学校への採点支援ソフト導入をはじめとするICTの活用促進等がある。</p> <p>教育委員会では、毎月学校から教職員の勤務時間実績等に関する報告を受けている。これに基づき、校長に対して、学校内で業務分担の偏りが起こっていないかなどの状況確認と必要な助言、支援を行っていくこととしている。</p>
5	<p>前田敦司 議員</p> <p>2 家庭・地域と連携した教育推進につ</p>	<p>P T Aは各園小中学校に単Pが42あり、その上に協議会、その上に連合会があり、それぞれで活動され</p>

	<p>いて</p> <p>(1) P T A 活動での推奨テーマリスト作成</p> <p>ア 教育行政方針において示された「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「ふるさと教育」等の理念を家庭に浸透させる観点から、P T A 活動における学年P T A や教育講演会の参考となる推奨テーマや実践事例を教育委員会が整理し、学校経由で保護者に提示することで教育委員会の理念が家庭に浸透していくのではと考えるが、それらの取り組みを行ううえでの課題を問う。</p>	<p>ている。</p> <p>豊岡市P T A 連合会では、「第5次とよおか教育プラン」がスタートしたこと、「とよおか教育プラン」についての研修会を計画され、教育委員会職員が講師に招かれ、基本理念や子どもたちが非認知能力を身に付けていくための取組などについて講演を行った。参加者からは、やってよかったと一定の評価をいただいた。</p> <p>市が目指す教育を学校現場だけでなく、地域や家庭に浸透させていくことは大きな課題であり、P T A 活動を通じた周知は有効な手段の一つであると考えている。</p> <p>P T A の取組や活動方針は、それぞれの実情に応じて個別に決定されるべきものではあるが、ご指摘のとおり、P T A 連合会の研修会や校舎長会を通して、必要なテーマの情報提供を行っていきたいと考えている。</p> <p>他の学校園がどんな研修をしているのか、講師、報償費、教育委員会が推奨するテーマは何かなど一覧にしたものを早速次年度から提供していく。</p>
5	<p>(2) 保護者連絡アプリの全市導入</p> <p>ア 過去に教職員の負担軽減及び保護者の利便性向上の観点から、保護者連絡アプリの必要性について質問した。現在は各学校に案内を行い、各校の判断に委ねていると承知しているが、導入状況及び効果検証の進捗を問う。そのうえで、教育委員会として全市的導入を基本方針とする考えがあるのか、今後の方向性について問う。</p>	<p>現在、全ての学校で保護者への連絡等のためにI C T を利用しているが、この中で保護者連絡アプリを利用している学校は、昨年の6月では3校であったものが、2026年度には10校となる。</p> <p>既に保護者連絡アプリを利用している学校からは、「朝の欠席連絡の電話が減った」、「保護者に連絡が確実に伝わるようになってきている」と好意的な評価があがってきている。</p> <p>教育委員会としては、現時点で保護者連絡アプリの一元化を図る方針は定めていないが、引き続き、先駆校の評価・意見を学校間で共有を図りつつ、保護者や教職員の利便性の向上に努めたいと考えている。</p>
7	<p>青柳順子 議員</p> <p>1 豊岡市奨学金および入学準備金貸付制度について</p> <p>(1) 豊岡市奨学金・基金の現状</p> <p>ア 豊岡市では現在豊岡市奨学金制度を設けている。その概要と利用状況、課題を問う。</p>	<p>豊岡市奨学金制度については、保護者が市内に居住する高校生や大学生等を対象に、無利子で貸与を行っている。貸与額は、高校生等で月額9,900円、大学生等で月額44,650円となっている。</p> <p>貸与の方法は、4月、7月、10月、1月の各月5日に、当該年度分の3か月分を振り込んでいる。ただし、新規貸与者は、第1回目と第2回目を合わせた6か月分を、7月25日に振り込んでいる。</p>

<p>(2 質) 資金が一番必要となる時期は、3 月後半から 4 月にかけてだと思われる。3 月末までに貸与を開始できる可能性はあるのか。</p> <p>(3 質) 在学証明書以外に貸与にあたり担保になるようなものがないか検討する余地はないか。</p>	<p>返還は、貸与が終了した月の 6 か月経過後から 10 年間の月賦均等償還により返還していただく。</p> <p>奨学金の利用状況については、2025 年 3 月末時点で、貸与中の人数が延べ 67 名となっている。また、新規貸与者は、直近 3 年では、2023 年度 3 名、2024 年度 5 名、2025 年度 4 名となっている。</p> <p>奨学金の課題としては、進学資金の負担が最も大きい年度当初の時期に、初回の振込が間に合っていないこと、近年は新規申込者の数が減少傾向にあること、滞納対策がある。</p> <p>こうした課題への対応策としては、2027 年度の新規奨学生から初回振込時期を前倒しするよう、運用を見直すことや、新たに滞納者を発生させないため、納付督促の徹底や状況によっては分割納付誓約書を提出いただくなどの対応に努めているところである。</p> <p>引き続き、より多くの学生が利用しやすい奨学金制度の充実に努めていく。</p> <p>現行制度では、在籍状況の確認を行うこととしている。在籍状況を確認しようとするとしても 4 月になってしまうため、3 月の支給には課題がある。</p> <p>研究する。</p>
<p>7 イ 現在、豊岡市奨学金は奨学基金を原資にして実施されている。その奨学基金の現況と課題を問う。</p> <p>(2 質)</p>	<p>豊岡市奨学基金は、中江種造氏やその他の篤志者の善意又は意思に従い、市民で、大学及び高等学校等に在学するものに対して奨学金を貸与することを目的として設置されたものである。</p> <p>2025 年 3 月末時点の基金は、約 2 億 6,483 万円となっており、そのうち、現在貸与中の奨学金は、約 5,066 万円である。</p> <p>給付型の奨学金制度や奨学金返還支援制度など、他の制度が充実してきたこともあり、貸与者が減少傾向にある。そのため基金を十分に活用しきれていないといった課題がある。</p> <p>そのため、基金の有効活用について検討を進める必要があると感じている。</p>

	<p>基金の残高には手を付けず、水道事業特別会計からの繰入金を給付にまわすなど検討の余地はあるのか。</p>	<p>ニーズや目的等整理し、制度を変える必要があるのであれば議論していく必要があると思うが、現時点ではまだその段階に至っていない。</p>
7	<p>(2) 総合教育会議での議論 ア 2025年10月16日に行われた総合教育会議にて、入学準備金貸付制度の導入について議論されていたが、その概要と今の進捗状況、課題について問う。</p>	<p>昨年の10月の総合教育会議において入学準備金貸付制度の導入について教育委員、市長、副市長と意見交換を行った。</p> <p>制度検討の趣旨としては、学生や保護者の大学等への入学準備には入学金、生活用品、学習教材など多額の費用負担が生じることから、保護者の財政的負担を軽減するための施策が必要ではないかとの考えによるものである。</p> <p>意見交換の結果、新たに制度を設けるのではなく、現行の奨学金制度の初回貸与時期を7月から早めることが優先課題との結論に至り、入学準備金制度の導入は見送ることとしたところである。</p>
7	<p>4 竹野学園「たけの未来づくり科」について (1) たけの未来づくり科の取り組み ア 竹野学園では現在、教育課程上の特例を活用して「たけの未来づくり科」を設置し、探究的な学習を進められている。「たけの未来づくり科」の新設から約1年経つ中で、改めて「たけの未来づくり科」のビジョン（目指す先）および内容について問う。</p>	<p>これまでの市内統一カリキュラムで実施してきた「ふるさと教育」では、コウノトリ、ジオパーク、産業・文化について学習してきたが、豊岡のひと、もの、ことについての知識の習得にとどまっている傾向がある。</p> <p>探究的な学習を進める「たけの未来づくり科」では、「自分たちが学んだことが、まちを元気にするんだ、まちの課題解決につながるんだ」という子どものふるさとづくりへの当事者意識育成をめざすものであり、それは現代版「村を育てる学力」とも言えるものである。</p> <p>内容として、例えば、前期課程の6年生では、単元のめあてを「一年中観光客に来てもらうために、豊岡を訪れる外国人・日本人観光客に竹野の魅力を伝えよう」として、観光客へのアンケート、観光庁のデータを自分たちの体験と関連付けながら整理し、「竹野観光ガイドブック」を作成し、観光客に竹野の魅力を発信した。このように児童自ら学習課題を立て、情報を収集し、整理分析し、発信するという学習を探究的な学びと言う。</p> <p>また、後期課程9年生では、地域のゲストティーチャーを講師として「将来自分たちが住みたい町の理想像」を描き、プランを立案、検証、発表するという学習を行った。</p>
7	<p>イ アのビジョンを踏まえた上で、その</p>	<p>学校からの報告によると、本年度の進捗状況について</p>

	<p>取組みの進捗状況および課題について問う。</p>	<p>では、まずこの独自教科が「地域とともにある学校」「みんなで創る学校」の実現に向けた取組の核となることへの共通理解ができたこと、次に、新たな学習区分Ⅰ期（1年～4年）、Ⅱ期（5年～7年）、Ⅲ期（8年～9年）でのカリキュラム作成ができたことである。</p> <p>カリキュラムの特徴として</p> <p>①南、中、浜という地域による垣根を作らず「オール竹野」を対象としたもの。</p> <p>②持続可能な取組にするため、常にカリキュラムの更新をすること。</p> <p>③各教科との関連性を意識した探究的な学習であることだ。</p> <p>今年度学んだ子どもたちからは、「正解がないので、課題解決に向けて、考え続けたり、仲間と相談したりすることが多かった。」といった協働的な学びの必要性や「大人の意見を聞いて、自分たちの未熟さを実感できたが、可能性もあることがわかった。」といった地域の人たちが共同実践者であることの意義など、これまでの既存教科との違いも感想として出されていた。</p> <p>現時点での課題としては、学習区分によりカリキュラムの精度に差があること、テーマの立て方や情報資料のまとめ方といった学習内容や方法について9年間の連続性・系統性が薄いことである。この新たな教科の実践は緒に就いたばかりだ。カリキュラムの更新を続けながら、たけのの未来を自分事として考える子の育成に向けて教育委員会も関与し続けたいと考えている。</p>
8	<p>谷出裕子 議員</p> <p>1 放課後児童クラブについて</p> <p>(1) ICT化システムの試行的導入</p> <p>ア 児童の安心管理と業務効率化を目的としたICT化を試行的に導入し、効果を検証するとあるが、具体的な内容はどのようなことを行うのか。</p>	<p>放課後児童クラブにおける児童の安心安全な管理と職員の業務負担軽減を目的に、ICTシステムの試行導入を最も利用児童の多い施設、1か所で実施する。</p> <p>具体的には、児童の入退室の記録管理や保護者との連絡をデジタル化し、児童クラブ職員の事務作業の省力化を図ることにより、職員が児童に向き合う時間をより確保できる環境を整備する。これにより、児童の安全確保を強化し、また、保護者の満足度を高め、保育の質の向上を図る。</p> <p>来年度において、この試行による効果や運用上の課題等について検証を行い、その結果をもとに他の放課</p>

	<p>(2 質)</p> <p>保護者と学校・児童クラブの連絡ツールを一本化して、統一できるように仕組みを検討いただけないか。</p>	<p>後児童クラブへの展開について検討する。</p> <p>今後も、引き続き、児童の健やかな成長を支える安心・安全な環境づくりと放課後児童クラブの効率的な運営に努めていく。</p> <p>関係する部分について、なるべく集約して対応できるようなことも検討していきたい。</p>
8	<p>(2) 支援員の確保</p> <p>ア 共働きが当たり前となっている昨今、放課後児童クラブのニーズは横ばいであると聞いているが、支援員の担い手不足が深刻である。慢性的な人手不足の対策を問う。</p> <p>(2 質)</p> <p>支援員のサポート、心理的精神的な部分のサポートとして管理体制があるのか。</p> <p>(3 質)</p>	<p>小学校の児童数は減少傾向にある一方で、放課後児童クラブの利用児童数は、市全体ではここ数年おおむね横ばいの状態で推移しており、また、一部の児童クラブでは、利用児童数が増えているので、利用ニーズは相対的に増加している状況にある。</p> <p>児童クラブは、月額給の支援員・支援補助員と時間給の補助員により運営している。</p> <p>通常時、利用児童が多い児童クラブでは、体制が十分ではない施設も一部ある。また、特に長時間の運営が必要である長期休業中は、多くの職員が必要であり、クラブ全体としてシフトが組みにくいなどの課題がある。</p> <p>人手不足の対策については、支援員の求人に加えて、支援員を補助する役割として配置する補助員についても、ハローワークでの求人や区長回覧、学校厚生会等を通じて募集を行っている。</p> <p>また、長期休業中は、通常の募集に加えて、市の広報やLINE、ホームページでの周知や、図書館、コミュニティセンター、市内の大学にチラシを設置するなど、短期の補助員を募集している。</p> <p>その他に、夏休み期間中には、小中学校に配置されている特別教育支援員や校内サポートルーム支援員等が児童クラブに勤務するなどの対策も行っている。</p> <p>児童クラブには正規職員、管理職はいないが、放課後児童クラブを所管している幼児育成課で、担当が困りごとや困難な対応、相談を受ける体制もあるし、難しい事案については、課長や次長も一緒に相談をして、保護者等に説明する対応をしている。また、学校の協力体制というものもある。柔軟な対応をしながら進めているという状況である。</p>

	<p>管理職体制の検討はしていないのか。</p>	<p>各児童クラブに管理職を配置することは難しい。これまで通り幼児育成課に相談できるような体制を整えているので、迅速な対応ができるようにしていきたい。</p>
<p>8</p>	<p>(3) 配食サービス ア 夏休みなどの長期休暇中の保護者負担の軽減策について、配食サービスの導入・検討があるのか、市の見解を問う。</p> <p>(2 質) 事業者への打診はしたのか。</p> <p>(3 質) 具体的な取組を決めることが重要だが、保護者へのアンケートの実施や児童クラブからの要望はあったのか。</p>	<p>放課後児童クラブでの長期休暇中の配食サービスについて、保護者のニーズがあることは認識しているところである。</p> <p>2025年1月から、民間事業者等からの共創事業として「子育て世帯に時間と心のゆとりを！」をテーマに、学校の長期休業中のお弁当に対する保護者の負担軽減に取り組む提案を募集してきた。</p> <p>しかしながら、現在のところ、該当する提案の応募までにはいたっていない。あらためて共創事業の募集を行い、配食サービスに関する民間事業者からの提案があれば、前向きに検討していきたいと考えている。</p> <p>今のところは担当課から直接、事業者に打診はしていない。</p> <p>市民共創事業の取組の1つとして、そういったことの提案や仕組みなど、そういう事業者がないかということの募集をさせていただいたが、今のところは手が挙がらなかったという状況である。</p> <p>児童クラブから要望があったかどうかまでは把握していない。アンケートは実施していないが、金銭的な負担が生じてくるので、利用される方もあるかもしれないし、遠慮される方もあるかもしれない。</p> <p>アンケートを実施することは難しいと思っているが、以前、こども計画策定時のアンケートの中には、夏休み期間中の配食サービスを希望する声はあったと理解をしている。</p>
<p>8</p>	<p>(4) 多様化するニーズに応える児童クラブの在り方 ア 就労形態の多様化に伴い、「見守り」だけでなく、「体験」の場としても期待が高まる中、本市において児童が施設内で、多様な学びに触れられる環境を整備できないか、市の見解を問う。</p>	<p>放課後児童クラブは、保護者の就労等により、放課後留守家庭となる児童の保育を行い、児童の健全育成と安心して働き続けられる環境づくりのために実施しているものである。</p> <p>何よりも児童が安全かつ安心して利用できる環境を整えることが最優先と考えている。</p> <p>その上で、児童クラブ内でのイベント開催や地域コミュニティ事業への参加といった体験活動を支援員が工夫しながら行っている事例もある。</p>

	<p>(2 質)</p> <p>文部科学省が多様な居場所づくりの推進ということで、コミュニティスクールの仕組みを活用した放課後児童クラブの対策の推進などを盛り込んでいる。他市町ではそういったプログラムの中で、体育館や図書館を使って習い事をさせているようなクラブもあつたりする。幅広いそういった体験をするような児童クラブの今後のあり方の検討があるか。</p>	<p>引き続き、児童の健やかな育ちを支える放課後児童クラブの運営に取り組んでいく。</p> <p>豊岡市の公立の児童クラブについては、まず安全に安心してお子さんを預かることを基本にしている。</p> <p>豊岡市内の民間児童クラブでは塾とか習い事をやっているところもある。</p> <p>豊岡の公立クラブの現状は、部屋が1つというところもある。本当に安全に過ごすことが大事になっている。</p> <p>習い事のようなことを実現しようとすると、部屋を分けたり、利用者の保護者には習い事用の別の料金を設定することになるので、そこよりも、児童クラブの安全や職員の体制を維持するためのICT等の取組をまず進めていくということが大事だと考えている。</p> <p>児童クラブの現状の中では、いろんな体験活動をしている。地域のコミュニティに出向いていたり、夏祭りやハロウィン、クリスマスのイベントをしたり、わくくとよおかやどんぐりベースに行ったり、放課後こども教室と連携して事業に取り組んでいる事例もある。そういったことが広がっていけば理想的である。</p>
8	<p>3 非認知能力向上対策事業について</p> <p>(1) 演劇ワークショップ</p> <p>ア 事業開始から数年経過し、演劇ワークショップの成果・課題・今後の見通しについて市の見解を問う。</p>	<p>モデル校で3年、全校実施をして4年、計7年目になる。まず成果について2つの視点からお答えする。</p> <p>一つ目は、子どもにとっての視点である。非日常体験の中で、新たな自分を発見したり、受け入れられる喜びを実感するなど、非認知スキル向上の効果が見られ、青山学院の委託研究により定量的評価で数値的にも効果が確認されている。</p> <p>二つ目は、教師にとっての視点である。子どもの新たな一面に気づくことで、今までとは違った角度からのアプローチができるようになる。子どものよさを評価する視点に幅ができ、見方・寄り添い方や指導の引き出しが増えるなど、児童理解と指導力の向上につながっている。</p> <p>また、ファシリテーターの方から、1・2年生計5回の演劇ワークショップにおける子どもたちの成長の変容を伝えてもらうことで、新たな児童の見立てを教師が得ることができる。</p> <p>課題は、指導していただいているファシリテーター</p>

	<p>(2 質)</p> <p>「こどもの森幼稚園」は追跡調査をしている。非認知能力向上のために教育をしている。大学に至るまでアンケートで数値化している。</p> <p>7年目ということで、アンケート結果が出ることで非認知能力向上への期待感が増すと思うが、検討するか。</p>	<p>の人的確保の困難さと、保護者や地域の方への周知が十分でないことにある。</p> <p>今後は、3年生以降の実施の拡大を視野に入れ、教職員・保護者・地域の演劇ワークショップへの理解をさらに深め、そして、この演劇ワークショップの目的は演劇の機能を習得することではなく、子どもたちの非認知スキルの向上であることから、ワークショップを基軸として学校教育全体を通して非認知能力の向上に向けて努力をし、生きる力の育成に向かっていきたいと考えている。</p> <p>非認知能力向上事業は貧困対策から始まった。当初、参考にしたのは低所得家庭の多いアメリカミシガン州にあるペリー幼稚園。この幼稚園では、非認知能力の向上のプログラムがどのような効果をもたらしたのか何十年も経済の観点から追跡調査を行った。同じような調査はできていないが、定期的な同じ指標で検証する必要性は感じている。</p>
9	<p>荒木 慎太郎 議員</p> <p>(2) 保育料軽減</p> <p>ア 保育料軽減の概要及び期待する効果を問う。</p>	<p>本市では、これまで保育料を全体で国基準から約20%軽減し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきた。これを2026年4月から国基準から約55%軽減しようとするものである。具体的には、低所得から中所得世帯の保育料は、概ね半額となり、例えば、一番多くの世帯が該当する保育料区分の市民税所得割額が9万7千円から16万9千円未満では、3歳未満のこども一人を園に入所させる場合、月額3万8千円が軽減後は2万円となり、年間では21万6千円の負担軽減となる。</p> <p>これにより、保護者が安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりや、若い世代が将来に対する経済的安心感を持ち、「子育てに優しいまち」の実現につながるものと期待するところである。</p>
9	<p>イ 本取り組みを継続するために必要な財源は確保されているのか問う。</p>	<p>財源について、現行の20%軽減で約5千万円、55%軽減では、追加で約1億円が必要で、全て一般財源となる。</p> <p>2026年度の予算編成に際しては、ふるさと納税を活用し、軽減に必要な財源に一部充当している。今後も子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点から、本取組を継続するために、必要な財源の確保に努めていく。</p>

	<p>(2 質) 今回財源に充てられるふるさと納税は金額でいうとどれぐらいか。</p> <p>(3 質) ふるさと納税は安定財源ではない中で、保育料の軽減を来年やめることはできないと思うが、その心配はどのようにカバーされていくのか。</p> <p>(4 質) 現在0から2歳を保育園に預けている親はありがたい、これが率直な意見だと思うが、来年度から初めて子どもを預ける親からすると、朝来市や養父市よりもお金がかかる印象を持たれると思うが、今後保育料無償化にしていく考えはあるか。</p>	<p>(行政管理部長) ふるさと納税については、一旦地域振興基金に積み立て、そこから各事業に寄付者の意向に沿った形で充てるという形になっている。最終的には地域振興基金から9000万円を保育料の軽減事業に充てるとしている。</p> <p>(行政管理部長) 一度始めたものを元に戻すことは難しいと認識している。今年度については多くのふるさと納税いただくことができたので、先ほどの金額を充てることができた。来年度以降は、最終的に財源のどこから充てるかについてはその都度、予算編成で実施できるよう対応していきたい。</p> <p>(市長) 自治体間競争にさらされているというのが現実である。はっきり言うと安定財源はどこにもない。けれども、感覚とすると、1周遅れぐらいになっている豊岡市の子育ての経済的負担を、何とか追い抜くまではいかないでも、せめて追いつくところまでやっただと気持ちを強く持って今回予算化している。 今後の拡充については、今のところ全くの未定である。</p>
9	<p>2 中学校部活動地域移行について</p> <p>(1) 今年度の進捗状況</p> <p>ア 本市における今年度の部活動地域移行の現在の進捗状況を問う。</p>	<p>(No. 3 太田議員と同じ) 現在、本市では、地域連携と地域展開を組み合わせた「ハイブリッド型」の推進を基本方針としている。具体的には、部活動指導員の活用を通じて、地域の力を活かした部活動の充実を図っている。2025年度においては、運動部で5校17名、文化部で5校8名の部活動指導員を配置している。 また、「部活動の在り方検討委員会」を設置し、スポーツ・文化団体、学校関係者、保護者代表等と連携しながら、地域連携・地域展開の在り方について協議を重ねている。</p>
9	<p>(2) 来年度の計画</p> <p>ア 来年度における部活動地域移行の具体的な計画について問う。</p>	<p>来年度は、サッカーやボートの部活動において、モデル事業を実施する計画である。また、野球やバレーボールなどの集団競技において、単独での活動が困難な場合には、複数校による合同部活動方式を導入する予定である。 あわせて、国や県が示す支援制度の活用を図りながら、地域における持続可能な活動体制の構築に向けた</p>

		<p>環境整備を進めていく。</p> <p>さらに、地域のスポーツ・文化団体や関係機関との連携を一層強化し、地域クラブの立ち上げや運営にご協力いただける団体・個人の募集や情報提供を行うなど、地域全体で子どもたちの活動を支える仕組みづくりにも取り組んでいく。</p>
11	<p>北原大策 議員</p> <p>1 豊岡市の【教育】分野について</p> <p>(1) 教職員の働き方改革</p> <p>ア 月45時間を超える時間外勤務者の割合と直近3年間の推移を問う。</p>	<p>月45時間超過勤務者の県の調査は、今年度から始まっている。本市では、比較対象のため過去2年間のデータも調べている。</p> <p>今年度は1月末時点で、小学校が平均22.4%、中学校が平均43.5%となっている。一昨年度と昨年度は、小学校が平均24.9%と23.0%、中学校が平均49.8%と43.4%であった。</p> <p>小・中学校とも一昨年度から減少している。</p>
11	<p>イ 部活動の地域移行の段階と受け皿となる人材確保の課題を問う。</p>	<p>(No. 3 太田議員と同じ)</p> <p>部活動の地域展開については、国の「部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、豊岡市においても段階的な地域展開の推進に取り組んでいるところだ。</p> <p>まず、進捗状況について。現在、本市では、地域連携と地域展開のハイブリッド型の推進を基本方針としている。具体的には、部活動指導員の活用を通じて、地域の力を活かした部活動の充実を図っている。令和7年度においては、運動部で5校17名、文化部で5校8名の部活動指導員を活用している。</p> <p>また、部活動の在り方検討委員会を設置し、スポーツ・文化団体、学校関係者、保護者代表等と連携しながら、地域連携・地域展開の在り方について協議を重ねている。</p> <p>次に、地域展開の受け皿となる人材の確保について。これは極めて重要な課題であると認識している。特に、専門的な知識や指導経験を有する地域指導者の確保が難しい競技や文化活動においては、担い手の不足が今後の取組を進める上での大きな課題となってくる。</p> <p>このため本市では、部活動指導員の継続的な確保と育成に努めるとともに、地域のスポーツ・文化団体や関係機関との連携を一層強化し、地域クラブの立ち上げや運営にご協力いただける人材の発掘・登録を進めていく予定である。</p>

11	<p>ウ 教務外業務の棚卸と校務DXの現状を問う。</p>	<p>本市では「豊岡市『学校における働き方改革』推進方針」に基づき、学校における働き方改革に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、校務支援システム等を活用した業務の効率化、研修や会議のペーパーレス化やオンライン化、指導補助教員・支援員・スクールサポートスタッフ・部活動指導員の配置・活用を行っている。</p> <p>教職員の超過勤務平均時間数は、増減を繰り返しながらも確実に減少している。文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類」に基づいて市の推進方針を見直し、教職員が教職員でなければならない業務に専念し、“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を確保できるよう、引き続き取り組んでいく。</p>
11	<p>(2) リカレント教育（学び直し機会）</p> <p>ア 対象層はどの世代を想定しているかを問う。</p> <p>イ 大学や地域団体との連携の具体化を問う。</p> <p>ウ 就業や承継へつながる循環設計を描いているのかを問う。</p>	<p>リカレント教育は、キャリア形成、職業能力向上を目的とした仕事に直結するスキルだけでなく、職業とは直接結び付かない技術や教養等を身に付けることも含むとされていることから、人生100年時代の到来を迎え、社会に出た後の継続的な学びとして、幅広い世代の個人、企業にとって重要性が高まっていると認識している。</p> <p>大学や地域団体との連携は、これまで行っていないが、芸術文化観光専門職大学では、2024年度までリカレント教育の市民公開講座を開講されていたと伺っている。今後、必要に応じて連携を図っていきたい。</p> <p>リカレント教育とは異なるが、生涯学習という意味において、教育委員会では、2026年度から生涯学習を通して市民一人一人のウェルビーイングや地域社会とのつながり等を実現する「社会教育・生涯学習人材バンク～まなびあいネット～」運営事業を開始する予定としている。講座や教室の情報一元化、講師となる人材の発掘・育成、講師と講座利用希望者とのマッチング等を行い、社会教育基本計画の基本理念である「学びと活動による『自分づくり・生きがいくくり・つながりづくり・まちづくり』」の実現を目指すこととしている。</p>
12	<p>西垣秀昭 議員</p> <p>(3) 統合が予定されている但東の小中一貫校に対するビジョン</p> <p>ア 小中一貫校の構想は、単なる統廃合</p>	<p>但東地域で計画している施設一体型小中一貫校は、小規模化が進む学校を再編・統合することで、児童生徒だけでなく教職員を含めた、ある程度の集団規模を確保することに加え、これまで取り組んできた小中一</p>

だけの問題でなく、但東地域の再生、活性化の核になる問題である。教育委員会だけの問題でなく幅広く議論、検討していただく必要があるが、どのように考えているか。

(2 質)

認定こども園が小中一貫校と同じ敷地に整備される場合、0歳から15歳までの子どもと一緒に生活し、学び、交流できる環境を整えることとなる。

年齢を超えた関わりの中で思いやりや社会性を生み、心豊かな子どもたちを育てる最高の環境になるのではないかと考えるが、見解はどうか。

(3 質)

認定こども園が一か所に集約された場合は、遠いところでは園までの距離が13~15kmあり、この距離を送迎することは相当な保護者負担となる。現在、但東地域では新たな公共交通のあり方について検討が進められているが、この検討材料の中にこども園の送迎バスについて加えることが出来ないか。

(4 質)

例えば図書館分館と学校の図書室を

貫教育をより効果的に進めることを目指している。

学校種を義務教育学校とするかどうかについては、竹野地域に開校した竹野学園と同様に義務教育学校となった場合には、地域独自の特色を持ったカリキュラムの編成が可能となり、効果的に小中一貫教育が進められるというメリットがある。

学校種については、地域の皆さんと一緒に義務教育学校の制度や特徴を共有し、皆さんと一緒に決めていきたいと考えている。

カリキュラムの検討にあたっては、学校と教育委員会だけでなく、保護者や地域の皆さんにも幅広く参加していただくワークショップを開催し、子どもたちに何を学ばせたいか、また、ふるさと但東の自然や文化・歴史・人物など、地域を教材として活用できないかなど、教育委員会と地域が一緒になって議論・意見交換をすることで、地域とのつながりを大切にした魅力あるカリキュラムの編成を目指す。

認定こども園の整備については2つの計画があり、「豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画」では、認定こども園も含めた小中一貫校の整備とし、未就学児から中学生まで一貫した特色のある教育を目指している。もう一方の「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画」では、保護者・地域の方々の意向を勘案しながら、小中学校再編の動向にあわせて検討を行うとしている。また、現在、但東地域で「公共施設のあり方方針」が検討されているため、連携しながら議論・検討し、政策決定をすることになると考えている。

通園方法について、計画の中では一定の考え方を示しており、これまでは統合に向けた準備委員会の中で議論をしてきた。新たな公共交通のあり方も含めて検討するかどうかについて、現時点で具体的な方針はないが、但東振興局などと一緒に検討していく。

校舎の構造をどうするかということがある。そのこ

	<p>一体的に整備し、児童生徒だけでなく地域住民も利用できる開かれた施設として整備することや、中央体育館を撤去する場合には、学校の体育館を地域に開かれた施設として整備することは可能か。</p>	<p>とも含め、教育理念、教育目標、教育環境などについて、教育委員会が考えるのではなく、地域と一緒に相談し、結論を出し、一緒に責任をとって、課題があれば対応していきたい。その中で東井義雄先生の教育はヒントになる。そのために地域と相談できる場所が必要であれば、校舎の構造の中に入れるべきと考える。</p>
<p>13</p>	<p>西田真議員 2 学校教育について (1) いじめ・不登校対策 ア 文科省の2024年度の児童生徒の問題行動・不登校調査で兵庫県内の公立学校でのいじめ認知件数は、過去最多の36,193件だったと発表されている。いじめも様々でSNSの普及で誹謗中傷等多くある。ほとんどの子どもが携帯電話やタブレットを持っている現状があり、有害なWebサイトへのアクセス制限(コンテンツフィルタリング)等、使用制限が必要だと思うがどうか。</p>	<p>SNS上の誹謗中傷など、ネットを介したいじめが増加しており、議員ご指摘のとおり、対策強化は急務である。</p> <p>本年度1月末時点、本市では、SNSを介したいじめを、小学校で2件、中学校で15件認知した。</p> <p>本年度、各中学校の生徒会の代表が集まる「豊岡市生徒会リーダー研修会」で、SNSとの向き合い方について考え、自分や他者を大切にす発信のあり方を身につける重要性を再確認した。このことは、授業でも取り上げている。</p> <p>また、端末の利便性を生かしつつ、有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリングの活用を進めるとともに、家庭での利用時間や使い方のルールづくりも必要であると考えている。市の青少年健全育成地区会議連絡会、PTA連合会では、毎年、SNS利用についての研修会を実施している。今後、親子で参加できる研修会の実施を検討している。この件については、家庭の協力が不可欠である。</p> <p>今後も情報モラル教育と相談体制の充実に努め、子どもたちの安全・安心を守っていく。</p>
<p>13</p>	<p>イ 不登校の児童生徒が過ごす「校内サポートルーム」を全ての小学校に設置し、支援員を2校に1人から全小学校に拡充すると兵庫県教育委員会の発表があったが、本市の現状はどうか。また今後の設置計画はどうか。</p>	<p>本市では、すでに市立すべての小・中・義務教育学校に校内サポートルームを設置している。現在、中学校等9校、小学校6校に支援員を配置し、教室に入りづらさを感じる児童生徒の居場所づくりと個別支援を進めている。</p> <p>また、2024年度からすべての中学校に支援員を配置しているが、その年に新規に不登校になった中学生の人数について、支援員を配置する前の2023年度は1月末時点で52人であったのに対し、2024年は31人、本年度は33人となっている。</p> <p>兵庫県教育委員会の拡充方針も踏まえ、本市においても支援員配置のさらなる充実や運営体制の強化を図り、一人一人の状況に応じた支援を着実に進めていく。</p>

13	<p>ウ 不登校の子どもの63.5%が自宅などでオンライン学習をすると出席扱いになる制度を知らなかった。学校から制度の説明や提案を受けていないと答えた保護者は86.5%もあった。本市での現状はどうか。周知が出来ていない場合の今後の周知方法はどうか。</p>	<p>不登校の児童生徒がオンラインで授業を受けた場合、一定の要件を満たせば出席扱いとすることが可能であることについて、文部科学省通知に基づいて各学校に伝えている。保護者への周知度については、国県の調査はなくその実態把握はしていないし、議員ご指摘の数字も把握していない。</p> <p>出席扱い等の要件については、今年の2月に県教育委員会から出された「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」にも記載されている。誰一人取り残さない学びの保障の観点から、本制度の周知について、必要な情報が必要な方に確実に届くよう、学校をとおして、趣旨や条件を児童生徒・保護者に具体的に説明する取組を継続していく。</p>
13	<p>(2) 教職員の休職・離職 ア うつ病など心の病が原因で 2024 年度に休職した公立学校の教員は 7,087 人だったことが文科省の人事行政調査で分かったと発表している。本市の現状はどうか。休職・離職の先生へのフォローはどのように行っているか。</p>	<p>心の病が原因で昨年度と今年度に休職、離職した教員はいない。</p> <p>本市では、学校運営の効率化と組織化、働きがいのある学校づくり等で教職員の心身の健康管理に努めている。しかし、教職員が心に不調を起こして病気休暇を取得したり、休職・離職したりした場合には、支援として、学校長が対象者の状況や希望に合わせて、連絡や面談を行い、状況の把握や気持ちの共有に努める。また、県教育委員会の制度である、学校支援専門員・メンタルヘルスアドバイザーの派遣、リワーク支援プログラム、プレ出勤制度等を活用し、円滑な職場復帰と再発防止に取り組む。</p>
13	<p>イ 教職員の不足による超過勤務等長時間労働等のため体調不良で休職、離職した人の現状はどうか。フォローはどのようにして行っているのか。</p>	<p>教職員の不足による超過勤務等長時間労働等のため体調不良になり、休職、離職した教職員はいない。</p>
13	<p>(3) トイレの洋式化 ア 教職員及び保護者から早急にトイレの洋式化をと聞く。順次洋式化を進めているが、新1年生はとて大変で家には和式トイレがないから使い方が分からない、怖いと言う。新1年生がまず覚えなれないといけないのが和式トイレの使い方先生も教えるのが大変だと聞く。全ての小学校のトイレの洋式化完了は何年度か。</p>	<p>本市の学校トイレについては、2008年から実施した耐震工事の際にトイレ改修も行った。当時は、社会的な要因により和式トイレを一定数残し、洋式と和式が併設する形態で整備を進めていた。</p> <p>そのようなこともあり、本市の学校におけるトイレの洋式化率は、2026年3月時点で約46.7%と、全国平均に比べてかなり低い水準にあることを認識している。</p> <p>特に新入学の児童においては、家庭で和式トイレの使用経験が少ないため、使い方がわからず敬遠する状況が見受けられる。また児童数の多い学校ではトイレ</p>

	<p>(2 質)</p> <p>先ほどの答弁では、2030年までに小学校の洋式率を8割以上という目標ということであるが、なるべく早くお願いしたい。</p>	<p>待ちで並ぶこともあり、負担をかけている。</p> <p>学校のトイレ整備にあたっては、便器の洋式化だけでなく、老朽化した配管設備の更新やバリアフリー対応、感染症対策としての乾式化など多面的な課題がある。</p> <p>財政的な制約もあるが、今後は大規模改修工事にあわせてトイレ改修を計画的に進めるとともに、個別対応として便器の洋式化のみを優先するなど、並行して進めたいと考えている。</p> <p>トイレ整備については計画の段階にあり、これらの課題を踏まえて、2030年までに小学校トイレの洋式化率を8割以上とすること目標としたい。</p> <p>大規模なトイレ改修については、学校の改修と併せてすることとしている。個別の改修については、新入学児童への課題もあるので、計画的に行うには、財源の確保などの工夫が必要と思われる。例えば各学校をまとめて、補助を受けられるようなことも考えながら進めていきたい。</p>
13	<p>(4) 薬の乱用</p> <p>ア セキ止め薬や解熱鎮痛剤などの一般用医薬品(市販薬)を過去1年以内に乱用目的で使った経験がある中学生は1.8%(55人に1人)と推定されることが、昨年8月厚労省研究班の調査で分かったと発表している。若者層を中心に薬の過剰摂取(オーバードーズ)が問題となる中で初めて算出された。乱用の背景には生きづらさが見られるとしている。</p> <p>中毒、依存、命の危険もある中で、本市の薬の乱用の危険周知はどのように行っているか。実態調査は及び指導は行っているのか。</p>	<p>すべての小・中学校において、体育や保健体育、学級活動等の時間に、学級担任や体育科教員、養護教諭が教科書や資料を用いて薬物乱用に関する授業を行っている。</p> <p>また、2025年度においては、市内すべての中学校および小学校22校中13校において、関係機関や講師を招聘した薬物乱用防止教室を実施している。これらの教室では、豊岡警察署、豊岡健康福祉事務所などの協力を得て、薬物乱用の危険性や薬物を勧められた時の断り方などについて指導を受けている。</p> <p>薬物乱用に関する実態調査は現在実施していないが、青少年の薬物乱用の背景には、不安・ストレス・好奇心などがあることから、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等と相談しやすい環境づくりに努め、児童生徒が悩みを一人で抱え込まない支援体制の整備を進めている。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、薬物乱用の危険性について児童生徒に正しく伝えるとともに、保護者等に対しても国や県が作成するチラシ等を活用した啓発活動を行い、薬物乱用の未然防止に努めていく。</p>
15	小 森 弘 詞 議員	小中学校の施設整備については、計画に基づき推進

<p>3 小中学校施設整備及び適正規模・適正配置計画について</p> <p>(1) 小中学校施設整備</p> <p>ア 小中学校施設（校舎）の整備については計画により進められると考えるが、すでに老朽化が進み、大きな修繕や建て替えの検討を求められる施設（校舎）もある。現状と課題、今後の展望について問う。</p> <p>(2 質)</p> <p>適正規模・適正配置計画では、2035年時点で豊岡小、五荘小、八条小、日高小の4校が12～18クラスの標準校になる見込みとされている。今後、児童数が減少していく中でも、これらの学校は将来にわたって一定の児童数が見込まれる学校である。一方で、八条小、五荘小、日高小は施設の健全度が50点を下回るなど老朽化が進んでいる。</p> <p>今後の施設整備計画では、このような健全度や将来の学校規模を踏まえて優先的に整備を進めていくのか、それとも別の基準で優先順位を決めていくのか。</p>	<p>しているが、老朽化の進行が見られる施設が複数ある。特に建物の構造部分の傷みや修繕の必要性が高まっており、今後、施設の長寿命化に向けた検討が急務であると認識している。</p> <p>また、校舎の老朽化以外にも、トイレの洋式化の推進や、特別教室への空調設備の整備など、多様な課題が増えている。これらは児童生徒の快適性や安全の確保に直結する重要な課題であり、学校環境の向上を実現するためにも必要不可欠と考えている。</p> <p>今後は、豊岡市学校施設個別施設計画に沿って、施設の長寿命化を図りながら、他の課題についても優先順位を考慮し、計画的に整備を進めていきたい。</p> <p>個別施設計画については、年間事業費を6.5億円に抑えるという平準化ということで進めているので、市として出せる財源と学校再編の計画等を見ながら随時、変更して進めていく。</p> <p>小学校の適正規模・適正配置計画は現在、後期計画の見直しを進めており、近く公表予定である。児童数の急減により、適正配置計画は前倒し気味の内容となっている。個別施設計画では三江小学校のように計画より遅れている事例もあり、国の補助も体育館空調やLED化など優先順位がある。市の財源や学校再編計画を踏まえながら、随時見直しを行い進めていく。</p>
<p>イ 小学校の校庭は芝生化され、各学校及び地域の力で維持・管理されている。しかし、経年劣化や管理不十分、校庭の立地や使用条件によって必ずしも整備された芝生と言えない学校も増えていると感じる。また、鹿など野生動物による食害や糞害を訴える声も聞く。現状と課題、今後の展望について問う。</p>	<p>小学校の校庭の芝生については、現在、多くの学校で地域や学校関係者の協力により維持管理が行われている。しかしながら、経年劣化や管理の難しさから、必ずしも良好な状態を保てていない学校もあると認識している。</p> <p>鹿などの野生動物による食害や糞害の発生も報告されており、児童の衛生面への影響も憂慮されている。</p> <p>また最近では、外来植物の影響や芝生と土部分との段差の発生などの課題も発生しており、これらの問題は芝生の持続的な利用を妨げる要素として、学校現場にとって大きな負担となっていることも承知している。</p> <p>こうした複合的な課題を踏まえ、本年度の総合教育</p>

	<p>(2 質) 学校の芝生を今後も維持する方針について、芝生にこだわる必要があるのか疑問がある。現場では「土に戻してほしい」「使いにくい・危ない」といった声も多い。こうした意見は学校ごとに差があるのか、地域特性なのか。各学校の立地や状況を踏まえずに一律で芝生を維持するのか、その考えを問う</p> <p>(3 質) 全面芝生を撤去して土に戻すには多大なコストがかかると聞くと、その費用について試算や検討を行っているのかを問う。</p>	<p>会議の場においても関係者が意見を出し合い、対応策について議論を重ねてきた。</p> <p>今後は、各校の個別の状況に応じて、対策を講じるとともに、専門的な支援や助言を受けながら、管理者の負担を過度に増やさない無理のない管理方法の確立及び持続可能な芝生の管理体制の構築を目指していく方針である。</p> <p>学校ごとに全面芝生化や一部土を残すなど、それぞれの状況に応じた整備を行っている。昨年の総合教育会議で市長や教育委員らが議論し、当初の芝生化のメリットが薄れデメリットが目立ってきているとの認識が示された。今後はメリットを改めて見直し、各校の課題を共有しながら専門家の意見も聞き、モデル校の設定や管理が良好な学校の事例共有などを検討する。</p> <p>校園すべての芝生を撤去する場合、総事業費は約4億400万円、1校あたり約2240万円との試算が出ている。</p>
16	<p>福田 嗣 久 議員</p> <p>2 アイティの運営について</p> <p>(2) WACCU TOYOOKA開業後 集客状況</p> <p>イ 生涯学習サロンの計画と実績はどうか。</p>	<p>生涯学習サロンにおいては、2021年6月の開設以来、利用者数の目標数値をはじめとする諸計画は持ち合わせていない。</p> <p>当該施設は、アイティ4階に教室2部屋と木彫室、7階に陶芸室を有しており、2024年度の利用実績は、延べ4,200人余りの方が利用している。(生きがい創造学院が)主に水・木・金曜日に陶芸、木彫、麦わら細工、書道、絵画をはじめとする13講座15教室の活動に利用している。</p> <p>同学院での受講生は、活動拠点をアイティに移す前までは200名を超えていたが、今年度当初には160名まで減少している。その要因として、受講者の高齢化、体調不良、家族の介護などにより、やむなく辞められる方が多いと伺っている。</p> <p>また、定年延長や高齢期まで就労される方が増え、こうした講座への参加が難しくなっていることも要因として挙げられる。</p> <p>利用促進に課題があることは認識しており、働く世代の方が土・日曜日に参加しやすい講座の開設や、</p>

		2026年度から開始する事業「社会教育・生涯学習人材バンク～まなびあいネット～」で実施する講座での利用を進めていきたいと考えている。
16	<p>3 図書館利用の課題について</p> <p>(1) 本館の駐車場の課題</p> <p>ア 駐車場の課題の改善策を問う。</p>	<p>図書館本館は市街地にあることから、図書館の駐車場を拡張することは難しい状態である。</p> <p>代替策として、土曜日・日曜日や夏休みに、道路の向かい側の豊岡小学校の駐車場を、支障のない範囲で借りている。また、満車で駐車できなかった際は、市役所北駐車場の利用をご案内し、カウンターで駐車サービス券を渡している。</p> <p>その他に、会議室利用により講演会やイベントの開催でまとまった人数の来館が予想される時は、主催者に予め別の駐車場を準備していただくなどの協力依頼をして、図書館利用者の駐車台数を確保するよう努めている。</p>
16	<p>(2) 電源利用</p> <p>ア 館内における電源利用ルールはどうか。</p>	<p>これまで電源の個人利用を断ってきたが、図書以外に電子機器を活用した学びの手段が増えていることから、利用していただく方向で対応していきたいと考えている。</p> <p>利用ルールとしては、場所と利用目的についての制限を考えている。利用できる場所は学習席の一部に限定し、利用目的については学習や調べものを基本として、電子機器の充電のみの利用は引き続き断ることとする。その他、必要なルールは利用状況を見ながら検討していきたいと考える。</p> <p>なお、利用者の中には電源を利用されない方もおられ、利用する方、されない方のどちらもが図書館を気持ちよく使っていただけるよう努めていきたい。</p>
17	<p>岡本昭治 議員</p> <p>3 公立小学校を対象とした学校給食費の無償化について</p> <p>(1) 学校給食費の無償化における市財政への影響</p> <p>ア 国において学校給食費の無償化が進められようとしているが、これは単なる子育て支援策ではなく地方財政のあり方を問う政策転換でもあると考える。国の制度設計を前提にした場合、本市における市財政への影響を問う。</p>	<p>これまでの市の方針で、給食費保護者負担額は段階的に引き上げ、必要な食材料費と保護者負担額が同額になるまでの間、その差額は市費を充当し、保護者負担の急激な上昇を抑制することとしている。</p> <p>このため、本来であれば、2026年度予算の小学校分の市費負担額は1,874万円を見込んでいたが、給食費無償化によって26万円に減るため、削減額1,848万円は他の事業の財源としての活用が可能になったものと考えている。</p> <p>なお、中学校分については、保護者負担額を2025年度と同額に据え置くため、差額は公費負担することとし、2,263万円を2026年度予算に計上している。</p>

<p>(2 質)</p> <p>要求した資料の中では、無償化されない場合の市の負担は1874万4000円、無償化された場合は26万2000円済む。差額の1842万2000円は、他の部分に使えるという理解でよいか。</p>	<p>教育費だけでもかなり予算が増えており、教育ソフト購入、タブレット更新に多く費用を要している。</p> <p>市全体の中で財源は充当する考え方で進んでいる。</p>
<p>17 (2) 学校給食の質の向上施策</p> <p>ア 学校給食費の無償化が実施されることに伴い、子育て世帯の経済的負担軽減という観点では大きな前進であるが、もう一歩進んだ取り組みとして、給食の質の向上につなげていくかことが必要であると考えます。</p> <p>市の財政負担構造が変化することが想定されるなか、本市として、食材の質、栄養バランス、地産地消の推進および食育の充実といった「給食の質」について、どのような向上施策を考えているのかを問う。</p> <p>(2 質)</p> <p>無償化で多額が豊岡市に入るなら、有機農産物の積極的な活用、無農薬米の提供の拡大等を積極的に行ってほしいが、どうか。</p> <p>(3 質)</p> <p>無償化が中学校に広がるという情報はあるか。</p> <p>(4 質)</p> <p>私立の中学生に対する何らかの手当というのは考えられないか。</p>	<p>給食費の無償化は保護者の負担軽減にはなるが、それによって市の財政負担が減るわけではなく、物価上昇が続くなかで食材料費に余裕ができることも見込めない状況である。</p> <p>限られた予算内で考えられる給食の質の向上策としては、身近な生産者の農産物や有機野菜等の使用を伝えることによる親近感や安心感を高めること、リクエストメニューやふるさと献立の提供による給食のイメージの底上げといった、子どもたちの心身の成長を支え、地域の文化や産業への理解を深める取組を進めて参りたい。</p> <p>中東情勢等、いろんなことで物価高騰が今後も続く中、今の給食の質をまずは維持していくことが重要であり、さらなる向上は非常に難しいが、可能な範囲でやっていきたいと思う。</p> <p>昨年の三党合意の中では「できるだけ速やかに」と言われているが、それ以降の情報はない。</p> <p>国の制度の対象外で市もそれに準じて対応しており、今のところは考えていない。</p>
<p>18 須山泰一 議員</p> <p>1 少子化対策・子育て支援について</p> <p>(1) 子育て4つのゼロ</p> <p>イ 小学校の給食費無償化実現、中学の給食無償化の目途はどうか。</p>	<p>昨年2月の自由民主党・公明党・日本維新の会の合意で、いわゆる給食無償化について「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現する。」とされていた。</p> <p>その後、国において検討が進められ、小学校給食費の無償化については、高市内閣として4月からの実施を決定されている。</p> <p>中学校についても無償化する方向で今後検討されていくものと考えているが、現在のところ具体的な時期</p>

		<p>等は示されておらず、実現の目途は立っていない状況である。</p> <p>なお、中学校の給食無償化には約1億2千万円の財源が必要であり、市独自での無償化は難しいと考えている。</p>
18	ウ 3歳児以下の保育料軽減、さらに無償化へ進んでもらいたいがどうか。	<p>今後保育料のさらなる軽減については、今回最大限対応をしたことから、難しいものと考えている。</p>
18	オ 就学援助の入学準備金が改定されている。準要保護者にも改定額の支給をする考えはあるか。	<p>現在、市では準要保護児童生徒にかかる入学準備金については「新入学児童生徒学用品費」として、国の示す要保護者の単価に準じて支給を行っている。これを踏まえ、2026年度入学される該当の保護者へは既に改定後の金額で支給を行っている。</p>
18	<p>(3) 学校園の統廃合 前期計画期間終了</p> <p>ア 計画ありきでなく、地域、保護者、子どもの意向の尊重を求めるがどうか。</p>	<p>学校園の再編については、「豊岡市立小中学校の適正規模・適正配置計画」に基づき、学校園の小規模化による課題等に対応するため、統合を基本に再編を進めている。</p> <p>典型的な例が、静修小・八代小学校である。2024年度に日高小を含め3校を統合する計画であったが、静修地区からは前倒しの要望があり、2023年度に統合、八代地区からは小規模特認校の要望があり、今も継続している。</p> <p>このように計画の推進にあたっては、説明会や意見交換の場をしっかりと設け、保護者や地域住民と十分な合意形成を図りながら今後も進めていく。</p>